

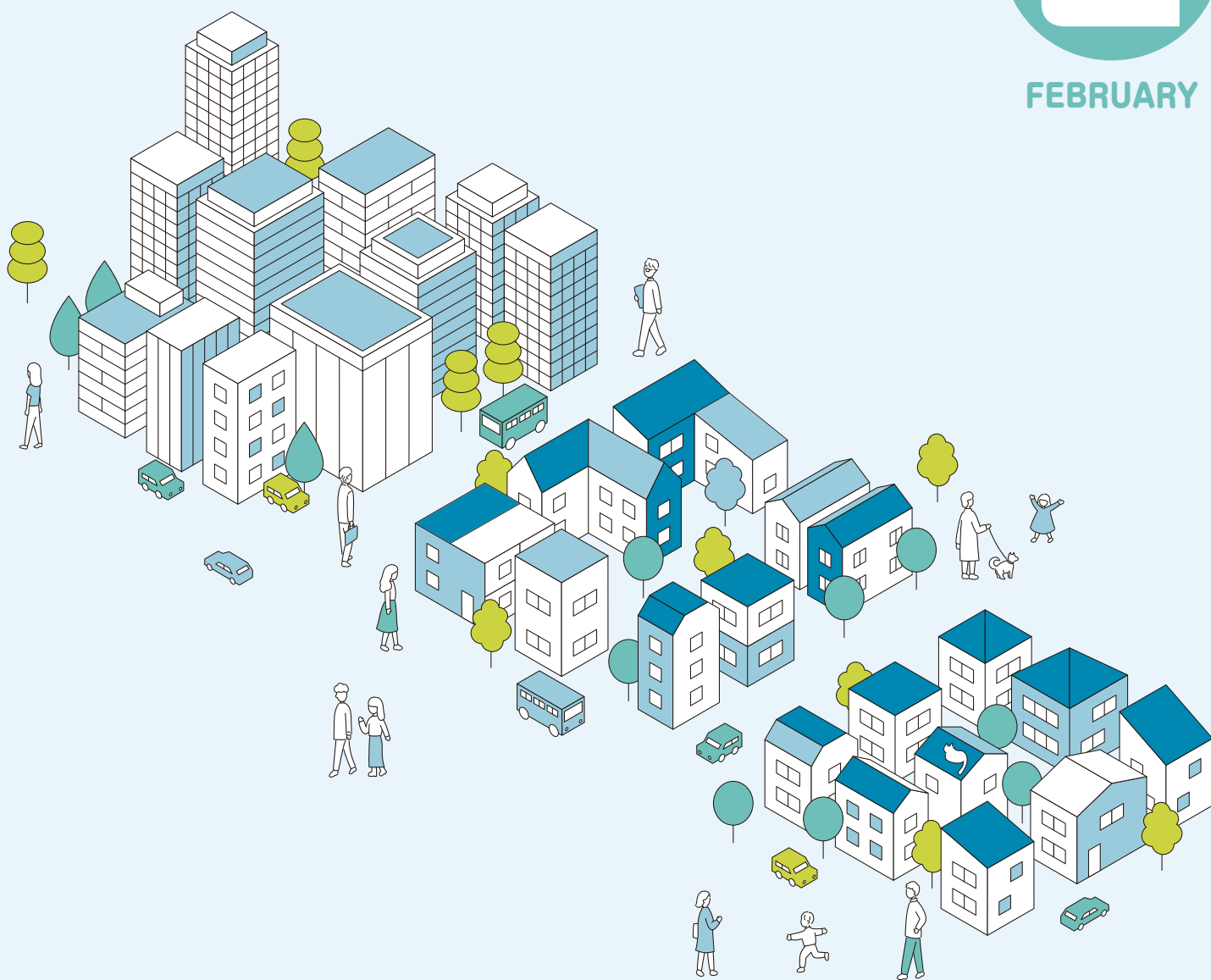
JAPAN FIRE EQUIPMENT INSPECTION INSTITUTE

# 検定協会だより

令和7年2月 第530号



FEBRUARY





令和7年2月号

<https://www.jfeii.or.jp>

## 目次

### 巻頭のことば

- 1 「誰もが安全・安心に暮らせるまち」の実現を目指して

静岡市消防局長 池田 悦章

### 随想

- 4 検定制度と検定協会 第3回  
～認定制度等の変遷～

元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学） 小林 恭一

### 消防庁情報

- 10 消防庁の令和6年度補正予算及び  
令和7年度当初予算案の概要について

総務省消防庁総務課理事官 三好 健太郎

### 協会情報

- 37 ISO/TC21/SC3 国際会議等報告

警報設備部 報知設備課 主任検定員 芦川 亮太

- 42 令和7年度「一般公開」のお知らせ

日本消防検定協会

### おしらせ

- 45 有効期限を経過した受託評価品目

- 46 協会通信・業界の動き・  
消防庁の動き

- 50 検定・性能評価・受託評価数量  
(令和7年1月)

- 49 新たに取得された型式一覧

## 「誰もが安全・安心に暮らせるまち」の実現を目指して



静岡市消防局長  
池田悦章

### はじめに

静岡市消防局は、明治22年4月の公設静岡市消防組の創設を契機として、時代の流れとともに変遷を繰り返してきました。平成15年に「平成の大合併」により旧静岡市と旧清水市が合併し、新静岡市が誕生しました。平成17年には全国14番目の政令指定都市となったことで、消防組織としての規模が拡大しました。さらに、平成18年に蒲原町が、平成20年に由比町が、ともに静岡市に編入合併した後も、消防組織としての機構改正等を重ね、平成28年4月1日には、島田市、牧之原市、吉田町及び川根本町の2市2町が、消防団及び消防水利を除く消防事務を静岡市に委託する形で、3市2町での消防救急広域化が実現しました。現在、管轄人口は約85万人で、管轄面積は政令指定都市のうちで最も広い約2,350平方キロメートルに及んでいます。

近年では、警防体制の充実強化及び安全文化の醸成のため、令和4年度に安全対策課を設置し、今年度からは適正な組織運営を確保するため、新たに消防管理室を設置しました。1局・1室・2部・8課・9署・1分署・23出張所の組織体制で、消防行政の円滑な遂行に努めています。

### 地域特性について

地域の特性については、南方には湾としては日本最深2,500メートルの駿河湾が広がり、世界遺産富士山「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」の構成資産であり、羽衣伝説の舞台としても名高い三保松原の自然海浜が約7,000メートルにわたり続く三保半島があり、北方にはユネスコエコパークにも登録され、3,000メートル級の山々の連なりからなる急峻な南アルプスが屹立しており、風光明媚で豊かな自然環境を備えた温暖な地域です。政令指定都市静岡市中心部等の市街地、国際海上コンテナを取り扱い、日本有数の国際

---

拠点港湾である清水港の湾岸地域、総面積5,000ヘクタールで日本一の広さを誇る牧之原大茶園等の農業地域、本州唯一となる川根本町の原生自然環境保全地域等があり、変化に富んだ地域となっております。

インフラ環境としては、東名高速道路、新東名高速道路、中部横断自動車道といった日本の大動脈である道路交通網が東西南北に整備され、観光産業、貨物運輸物流等の面から地域経済を支えています。

ほかにも、公共交通機関の特性としては、静岡県の空の玄関口で、展望デッキから富士山と離着陸する飛行機とを一望できる富士山静岡空港、ラックレールにより急勾配を昇降する日本唯一のアプト式鉄道（南アルプスあぶとライン）を有し、蒸気機関車で有名な大井川鐵道等は、旅客交通手段としてだけでなく、そのもの自体も観光資源として利用されています。

また、催事等においては、静岡市市街地では、例年11月に開催され、世界各国からアーティストが集結する大道芸ワールドカップをはじめとして、各種イベントでも大いに賑わいをみせています。

## 安全・安心に暮らせるまちの実現に向けての取組み

静岡市消防局は、「災害から住民の生命や財産を守り、安全・安心に暮らせるまち」を組織の使命として掲げ、広域消防運営計画に基づき、「常に変化に対応し、住民の期待に応える消防」を目指す消防の姿として、静岡市が政令指定都市として持つ消防力及び各市町の持つ様々な特徴を活かしながら、広域化の利点を最大限に活用し、消防業務を遂行してきました。

令和3年度末には、令和8年度当初までに目指すべきビジョンを策定しました。これは、更に「安全・安心に暮らせるまち」を実現するために、5年間で取り組む主な事業を明確化し、年度ごとのスケジュールを示して取り組んでいくもので、3つの柱として、「迅速的確な災害対応ができる消防・救急体制の確保」、「火災被害を軽減させる予防体制の充実・強化」、「住民に信頼されるプロフェッショナル職員の育成」を掲げています。

## 火災予防対策と予防体制の充実強化

火災予防対策と予防体制の充実強化としては、災害による人的・物的被害の軽減を図ることや、住民一人ひとりの防火意識等を高めることを課題とするとともに、火災による逃げ遅れを防止するために、住宅用火災警報器の設置及び維持管理の推進に努めるなど、防火安全対策を実施しています。

---

また、防火対象物の立入検査を計画的に実施し、防火管理体制、消防用設備等の設置・維持管理状況等、ソフト及びハードの両面からの指導を徹底し、防火安全性の確保に努めるとともに、雑居ビル等の予防巡回及び消防法令違反の是正に重点的に取り組むことで、誰もが安心して利用できる安全な施設環境づくりを推進しています。

さらに、危険物、保安三法等の規制事務においては、事業所等の自主保安体制の充実強化を図り、施設の適正な維持管理の徹底を推進するとともに、事故防止に努めています。

そのような中、今後も高度化及び専門化していく予防業務に的確に対応していくためには、積極的に予防業務に関する指導及び助言を行う指導的な役割を果たす職員の拡充が必要であることから、令和5年3月から、新たに「高度予防技術資格者制度」を創設し、予防技術資格者のうち、一定の要件に該当する職員を「高度予防技術資格者」として認定し、予防体制の充実・強化を図っているところです。

## おわりに

今後も、研修等を拡充し、人材育成の強化を図り、職員の資質向上に努めるとともに、これまでに整備した広域消防体制の基盤を活用して、静岡地域の広域消防としての一体感をより一層大切にしながら、あらゆる災害から管轄住民の「いのち」と「くらし」を守るために、静岡地域の安全・安心な未来を創っていく、成熟した消防組織を目指してまいります。

結びに、日本消防検定協会及び消防防災分野に御尽力いただいている皆様方の益々の御発展と御健勝とを祈念し、巻頭のことばとさせていただきます。

# 検定制度と検定協会 第3回 ～認定制度等の変遷～



元東京理科大学火災科学研究所教授 博士（工学）

小林 恭一

検定制度が消防法上明確に位置づけられると、社会や技術の変化、民間活力の活用や規制緩和の推進を求める政府全体の動きなどに柔軟に対応しにくくなるという側面も出て来て、自主表示制度や認定制度などの必要性が高まり、現在に至っている経緯を整理します。

## 検定対象品目の変遷

検定制度が義務検定になって以後の検定対象品目は、昭和38年（1963）12月当初は、前回述べたように7品目でしたが、以後、表4のような変遷をたどっています。検定品目

表4 検定対象機械器具等の範囲の推移（消防法施行令第37条）

昭和38年 (1963)	昭和46年 (1971)	昭和47年 (1972)	昭和50年 (1975)	昭和51年 (1976)	昭和52年 (1977)	昭和56年 (1981)	昭和61年 (1986)	平成26年 (2014)	平成26年以降 (2014)
消火器									
消火器用消火薬剤									
泡消火薬剤									
動力消防ポンプ									
消防用ホース									
消防用吸管									
結合金具									
火災報知設備の熱感知器、発信機又は受信機	火災報知設備の熱感知器、煙感知器、発信機、中継器又は受信機					火災報知設備の熱感知器、煙感知器又は発信機			
						火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の中継器			
						火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備の受信機			
						住宅用防災警報器			
電気火災警報器	漏電火災警報器								
	閉鎖型スプリンクラーヘッド								
	流水検知装置								
	一斉開放弁								
	金属製避難はしご								
	緩降機								

---

は、当初、技術の進歩や大きな被害を出した火災の影響などで増加しました。表4を見ると、千日デパートビル火災と大洋デパート火災後の昭和50年（1975）12月にスプリンクラー設備関係と避難器具関係が追加され、静岡ゴールデン街ガス爆発後の昭和56年（1981）1月にガス漏れ火災警報設備との関連で火災報知設備関連機器が感知器、中継器及び受信機の3つに分離されたのが目を引きます。

一方で、高度経済成長の終焉とともに規制緩和の推進による経済振興と小さな政府への転換が政府全体の方針になったため、基準認証制度の分野でも、政府関与の軽減や自主認証制度への転換が推進されました。このような動きを受けて、昭和60年（1985）12月に自主表示制度（消防法第21条の16の2関係）が創設されました。

主として消防機関が使用する機械器具等は、厳しい検定制度の対象とする必要性が既に薄くなっていたため、自主表示制度の主たる対象とされました。まず、昭和61年（1986）8月に動力消防ポンプと消防用吸管が検定対象品目から外されて自主表示対象機械器具に移行し（消防法施行令第41条）、平成25年（2013）3月には、消防用ホースと結合金具も同様に移行することとなりました。平成25年（2013）3月の改正では、既にニーズが少なくなっていた漏電火災警報器も自主表示制度に移行したほか、消火器との関係で扱いが微妙だったエアゾール式簡易消火具が新たに自主表示制度の対象とされました。この時、検定対象として新たに住宅用防災警報器が追加されています。

以上の経緯を経て、現在では、検定対象は12品目、自主表示対象は6品目となっています。

## 認定・評定等の登場

昭和40年代（1965～1974）になると、市街地構造と消防力の整備が進み、市街地大火はほとんど撲滅されました。しかし、それと入れ替わるように、多数の死者を伴うビル火災が続発するようになり、高層建築物や地下街等の急増と相まって、消防法第17条の消防用設備等の設置規制の重要性が急速に高まりました。

このため、消防の用に供する機械器具等についても、新たな機械器具や設備が開発されたり、高度化や複雑化したりするようになりました。ところが、検定対象機械器具等の範囲は政令（消防法施行令第37条）で定めることになっており、その規格は省令で定めることになっているため、このような変化に即座に対応することは困難でした。このために考え出されたのが、検定制度の枠外で新たな機械器具や部品等の性能の認証を行う認定や評定等の制度です。日本消防検定協会の業務の一つとされていた「鑑定（消防法第21条の36第4号（制定時。平成25年（2013）4月に依頼による評価制度（現同条第

1項第6号)に移行))」も柔軟な対応に向いているため、検定制度の枠外での認証にも用いられました。

大洋デパート火災後の昭和49年(1974)から消防法施行規則に第31条の4(消防用設備等の認定)が新設された平成12年(2000)までに、多数の認定等の制度が設けられましたが、それらは、概ね次のように分類できます。

- ① 消防用設備等(消防法施行令第7条に定められているもの。以下同じ)を構成する機械器具や部品等
  - ・自動火災報知設備の予備電源及び蓄積付加装置並びに消火器の交換部品としての加圧用ガス容器、蓄圧式消火器用指示圧力計及び容器弁等  
(検定対象機械器具等の構成要素として日本消防検定協会で鑑定)
  - ・ポンプを用いる加圧送水装置等  
(財)日本消防設備安全センターで認定)
  - ・非常電源用の自家発電設備、蓄電池設備、配電盤及び分電盤並びに耐火・耐熱電線及び耐熱光ファイバーケーブル等  
(関係工業会に設けられた認定委員会で認定)
- ② 消防用設備等に用いられる消防の用に供する機械器具等であって消防法施行令第37条の範囲外のもの
  - ・パッケージ型自動消火設備等  
(日本消防検定協会で鑑定(当初))
  - ・金属製以外の避難はしご、避難ロープ及び救助袋等並びに総合操作盤及びパッケージ型消火設備等  
(財)日本消防設備安全センターで認定)
  - ・非常警報設備に用いられる放送設備、非常ベル及び自動式サイレン等並びに誘導灯(減光型、点滅型、誘導音装置付のものを含む)及び誘導灯用の信号装置等  
(関係工業会に設けられた認定委員会で認定)
- ③ 消防用設備等には該当しない消防防災用の設備等や機械器具等
  - ・下方放出型簡易自動消火装置、ダクト又はフード型自動消火装置及び火災避難用保護具等  
(財)日本消防設備安全センターで認定)
  - ・消防防災用設備等に該当すると考えられるが予め定められた基準がないもの  
(財)日本消防設備安全センターで性能評定)

このうち、②は、本来なら消防法施行令第37条を改正して検定対象機械器具等に取り



込むべきものだと思いますが、前述のように、基準認証制度の分野でも政府関与の軽減や自主認証制度への転換が推進されるようになっていたこともあって、難しかったものと考えられます。

#### 消防法施行規則第31条の4（消防用設備等の認定）の制定

以上の認定制度等は、消防庁予防課長等から消防機関への通知という形で行われていましたが、平成6年（1994）10月に行政手続き法が施行されたことで、状況が変わりました。同法では、行政庁の処分その他公権力の行使については意思決定過程の透明化が必要であるとされ、政府全体の方針として行政指導は原則禁止とされたからです。消防行政の場合は、消防組織法第37条に基づき消防庁長官が都道府県又は市町村に対して「助言、勧告及び指導」ができるため、上記の通知は直ちに廃止とはなりませんでしたが、いずれ機会を見て、政省令や告示などの形で定め直すことが必要になったのです。

また、平成12年（2000）12月に改正地方自治法が施行され、国・都道府県・市町村の関係は対等であり、国の関与はできるだけ排除すべきとされました。同時期に、基準認証制度に関する政府関与を軽減すること、基準認証を公的認証機関が独占するのではなくできるだけ民間認証機関を活用することも政府全体の方針とされ、その徹底が図られました。

このような動きを受けて、平成12年（2000）11月に、消防法施行規則に第31条の4（消防用設備等の認定）関係規定が追加されました。その内容は、消防庁長官が指定する法人は、消防用設備等又はこれらの部分である機械器具が設備等技術基準に適合していることの認定を行って、消防庁長官が定める表示を行うことができる（指定法人制度）、というものでした。平成16年（2004）3月には同規則が更に改正され、指定法人制度より

表5 消防法施行規則第31条の4に基づく登録法人（令和6年（2024）12月31日現在）

登録法人の名称	登録年月
日本消防検定協会	平成16年（2004）9月
（一財）日本消防設備安全センター	平成16年（2004）9月
（一社）電線総合技術センター	平成16年（2004）9月
（一社）全国避難設備工業会	平成16年（2004）9月
（一社）日本電気協会	平成16年（2004）9月
（一社）日本内燃力発電設備協会	平成16年（2004）11月
（一社）日本消防防災電気エネルギー標識工業会	平成24年（2012）8月

（出典；消防庁予防課）

検定協会だより 令和7年2月

---

国の関与の度合いが低いとされる登録法人制度（一定の要件を満たした法人は消防庁長官に登録することにより認定を行うことができるとする制度）に移行し、平成21年（2013）9月に一部修正された後、現在に至っています。令和6年12月31日現在、登録法人は表5に掲げる7法人とされています。

## 検定制度と認定制度の課題

以上のような経過を経て、消防庁の予防課長通知等で始まった認定制度等は、消防法施行規則第31条の4関係規定の整備により、消防法の体系の中にきちんと位置づけられることとなり、消防法第21条の2に基づく検定制度と両立しています。とりあえず安定しているように見えますが、以下のような課題もあります。

### ① 認証機関の質の確保

日本消防検定協会が自前の試験設備を有し、認証技術に熟達した技術者をそろえているのに対し、登録認定機関はメーカーや試験機関のデータをもとに学識経験者や第三者から成る認定委員会の審査で認証するものが大半です。

認証機関の信頼性については、（公財）日本適合性認定協会（JAB）がISO/IECなどの国際基準やJISの基準に基づいて認定する仕組みがあります。日本消防検定協会警報設備部及び消火・消防設備部は、試験を行う能力に関する国際規格ISO/IEC17025に適合した試験所として、また（一財）日本消防設備安全センターは、特定の製品、プロセス又はサービスの認証を実施する能力に関する国際規格ISO/IEC17065に適合した機関として、それぞれJABの認定を取得しています。しかし、登録認定機関については、その要件を定めた消防法施行規則第31条の5第2項でISO/IECに定める認証を取得した機関であることは求められていないため、このことは必ずしも担保されていません。

### ② 技術の変化への対応

建築空間に対するニーズの高度化や多様化、情報関連技術の急速な進展等に伴い、建築技術は急速に変化しており、その防火安全を支える消防用設備等も対応が求められています。消防法の性能規定化（次回以降に詳述します）などにより、そうした変化に対応する仕組みの整備は進められていますが、なかなか難しいことが多く、基準認証制度もその一つです。

検定制度にそのような変化への迅速な対応という点で弱点があることは前述したとおりで、登録認定機関の方がフレキシブルな対応が可能ではあります。しかし、日本では、検定対象か否かにかかわらず、また、性能規定にかかる消防法施行令第29条の4（いわゆる「ルートB」）を適用するか否かにかかわらず、規格基準は消防庁が定

---

める仕組みになっているため、迅速な対応という点では難しいことが多いのです。

規格基準は消防法第17条に基づく消防用設備等の設置基準（たとえばスプリンクラーヘッドや感知器の設置間隔など）の前提条件になっているため、民間機関が自由に定めるわけにはいきません。新たな発想の消防の用に供する機械器具等を社会に実装していくには、機器の開発だけでなく設置基準等もセットで考え、消防法第17条第3項に基づき総務大臣の認定（いわゆる「ルートC」）を受ける必要がありますが、相当な手間や時間が必要になります。

というわけで、技術の変化への対応については、多くの課題が残されていますが、本格的に対応するには、消防用設備等の設置義務づけや消防機関の役割にまで踏み込んで考えていかなければならないと思います。

### ③ 国際化への対応

消防の用に供する機械器具等の輸出入に関する障壁をできるだけ取り去り、良いものを安く売買できるようにしよう、という動きは、グローバルゼーションの一環として、このジャンルでも強く求められています。そのためには、規格をISOなどの国際規格と同一にするだけでなく、諸外国の認証機関の認定等を相互に認めるようにしよう、ということが政府全体の方針になっています。このため、昭和53年（1978）以来、消防庁や日本消防検定協会、関係団体等がISO/TC21に積極的に参加するとともに、昭和59年（1984）9月には消防法施行規則第43条（外国検査機関の指定）が制定されて、信頼できる外国検査機関のデータを受け入れるなどの仕組みも出来ています。しかし、本格的に日本市場に入りたい外国企業や外国検査機関にとっては、まだまだ不十分だと思います。

この問題は、日本の消防機器メーカーや認証機関の存亡にも関わる大問題だと思います。消防関係だけでなく、日本全体の動きに合わせて考えて行く必要があると思います。

（続く）

## 消防庁の令和6年度補正予算及び 令和7年度当初予算案の概要について

総務省消防庁総務課理事官  
三 好 健 太 郎

令和6年度補正予算は、昨年11月29日に政府案が閣議決定され、12月17日に参議院本会議にて可決・成立した。また、令和7年度当初予算案は、財政当局との折衝を経て、12月27日に政府案が閣議決定された。本稿では、これらのうち消防庁の予算について、具体的な内容を解説していく。

なお、これらの予算額にはデジタル庁に一括して計上される分が含まれているものもある。また、文中意見にわたる部分については、筆者の私見であることをあらかじめお断りしておく。

### <総論>

昨年10月4日、総理指示により、①物価高の影響を特に受ける低所得世帯への支援や、地域の実情に応じたきめ細かい対応を行うこと、構造的な対応としてのエネルギーコスト上昇に強い社会の実現など「物価高の克服」、②新たな地方創生施策の展開、中堅・中小企業の賃上げ環境整備、成長力に資する国内投資促進など「日本経済・地方経済の成長」、③能登地域をはじめとする自然災害からの復旧・復興、防災・減災、国土強靱化の推進、外交・安全保障環境の変化への対応、誰も取り残さない社会の実現など「国民の安心・安全の確保」、の3つを柱として、総合経済対策を策定することとされ、11月22日に「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～」として閣議決定された。

### <各論>

#### 1 令和6年度補正予算

消防庁の令和6年度補正予算は100.3億円となっている。令和5年度補正予算(80.0億円)と比べ、20.3億円の増加となっている。

なお、令和2年12月11日に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年

加速化対策」については、初年度の令和2年度第3次補正予算以降、今般の補正予算で5年目の措置を行った。消防庁関係として、5年間合計で約230億円の予算を確保した。

## (1) 日本経済・地方経済の成長

～全ての世代の現在・将来の賃金・所得を増やす～

GX新技術のうち、航空燃料（SAF）や合成燃料（e-fuel）等について、関連企業等が抱える危険物規制の課題の実態調査を行った上で、安全を前提として、危険物規制の技術基準の改正等を検討することとしており、実態調査を行うための経費として、0.1億円を計上している。

## (2) 国土強靱化、防災・減災など国民の安全・安心を確保する

### ①能登半島地震等を踏まえた緊急消防援助隊の体制強化

緊急消防援助隊は、令和6年4月1日時点で、全国で6,661隊が登録されており、令和6年には、元日に発生した令和6年能登半島地震と同年9月20日からの大雨の際に出動している。平成7年の創設以来これまでに45回出動している（令和7年1月1日現在）。

令和6年能登半島地震においては、消防庁長官の出動指示を受けて21の都府県が現地に出動し、2,000名を超える規模の部隊を展開し、救助活動等を実施したところである。

消防庁では、「輪島市大規模火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」等を開催し、令和6年能登半島地震に係る検証を行った。

緊急消防援助隊については、以下のような課題が明らかとなったところである。

- ・発災当初、道路損壊や土砂崩落等により、大型車両による陸路での被災地への進出が困難
- ・陸路進出が制約された場合の空路・海路での被災地への進出に向けた、関係機関との一層の連携強化
- ・積雪寒冷地等過酷な状況における隊員の活動環境及び処遇の改善
- ・緊急消防援助隊と消防庁や派遣元消防本部との連絡通信体制の強化、意思疎通の更なる円滑化

今後も、南海トラフ地震、首都直下地震等の大規模災害において効果的に救助・救援活動を行うためには、上記の課題を踏まえた車両・資機材の整備や部隊編成・部隊運用の強化等による緊急消防援助隊の機能強化が必要である。

---

---

そのため、令和6年度補正予算では、以下の取組を推進するために必要な予算として、41.9億円を計上しているところである。

#### ○小型・軽量化された車両・資機材の整備

能登半島地震では大型車両が通行できず、救急車等の普通車クラスの車両で人員等をピストン輸送した例がある。これを踏まえ、道路事情が悪くても人員・資機材を陸路搬送できる普通車クラスの車両で、かつ、前進した場所での隊員の最低限の休息環境を整えるための資機材を積載した機動前進指揮車を整備する。

道路が寸断した被災地域へ空路で迅速に進出できるよう、自衛隊の大型ヘリに積載可能な救助車を整備する。これまでは、自衛隊輸送機で運べる車両しかなく、滑走路を必要としていたが、ヘリで輸送できる救助先行車は、被災現場近くのグラウンド等にまで空路進出可能となる。

土砂崩落のあった地域や増水による泥濘地等において、走破性等に優れたタイヤや、クローラー（キャタピラ形状の特殊な車輪）を装着した小型救助車が有用であったことから、継続して小型救助車を整備する。

過酷な活動環境を踏まえ、冷暖房付で気密性の高い素材を用いた高機能エアータントを配備し、真冬・真夏でも適温で宿営ができるようにするとともに、拠点機能形成車の備品として配備してある大型エアータントに対して、高性能な暖房装置及び、積雪等によるテント倒壊防止用の高圧空気充填装置を追加的に配備し、隊員の寒冷地での宿営環境を整備する。

また、連絡通信体制の強化という教訓を踏まえ、部隊間の情報共有・連絡の代替手段を確保するため、衛星インターネットを配備する。

以上の経費として、26.1億円を計上している。

#### ○無人走行放水ロボット等の整備

地震や津波発生時の大規模火災現場など、消火活動の困難性・危険性が高い現場において、消防力の劣勢を補うとともに活動隊員の安全を確保した消防活動を行うため、無人走行放水ロボットを整備する経費として5.1億円を計上している。

#### ○大規模災害時に活用する特殊車両等の充実整備

長期かつ大規模な部隊出動が見込まれる被災地の前線において、大型エアータント、温かい食事の提供やトイレ・シャワー等の消防応援活動を支える拠点機能を形成する特殊車両の整備を進める。

加えて、大型ブロアー機能やウォーターカッター機能を備えた特別高度工作車や、大規模火災等発生時において大量かつ長距離の消防用水の送水を行う能力を持つ海水利用

型消防水利システム等について、既に配備している車両・資機材が老朽化しているものがあることから、その更新を行うこととしている。

また、緊急消防援助隊には、NBCテロ災害時における負傷者の救助、除染活動を迅速かつ的確に実施するため、NBCテロ災害時における負傷者災害に対応する特殊な装備・資機材を有した「NBC災害即応部隊」を設置している。個人線量計や表面汚染検査計などの放射性物質災害対応資機材の配備を推進する。

以上の経費として、9.5億円を計上している。

### ○緊急消防援助隊全国合同訓練

緊急消防援助隊全国合同訓練は、広域的な部隊進出の検証等を目的に、全都道府県が参加して実施しており、平成7年度以降、概ね5年ごとに実施している。これまで首都直下地震等を想定災害として計6回実施しており、直近では、令和4年度に南海トラフ地震を想定災害とし、静岡県で開催している。次回は、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」を想定災害として令和8年度に実施予定であり、訓練実施に向け、訓練計画の設計・策定や訓練地の地盤等整備を実施する経費として、1.2億円を計上している。[資料1]

## 資料1 令和6年度 総務省消防庁補正予算の主要事業

100.3億円

前年度補正予算比 +20.3億円 25.3%増

(参考: 令和5年度 消防庁補正予算80.0億円)

### 国民の安心・安全の確保（防災・減災及び国土強靱化の推進）

#### 【能登半島地震等を踏まえた緊急消防援助隊の体制強化】 41.9億円

（R5補正予算(消防庁へり除き) 18.3億円  
※消防庁へり30.8億円）

#### ○ 小型・軽量化された車両・資機材の整備 26.1億円 (新)

- ・道路事情が悪い場合でも、被災地へ迅速に進出して活動を開始できるよう、小型・軽量化された車両や資機材を整備
- ・過酷な活動環境を踏まえ、冷暖房付き高機能エアータント等の資機材を整備



【機動前進指揮車】



【救助先行車】



【携行型救助資機材の例 (電動チェーンソー)】



【高機能エアータント】

#### ○ 無人走行放水ロボット等の整備 5.1億円 (新)

- ・地震や津波発生時の大規模火災現場において、活動隊員の安全を確保した消防活動を行うため、無人走行放水ロボット等を計画的に整備



【無人走行放水ロボット】

#### ○ 大規模災害時に活用する特殊車両等の充実整備 9.5億円

- ・拠点機能形成車
- ・海水利用型消防水利システム (スーパーポンパー)
- ・特別高度工作車 等



【拠点機能形成車】



【海水利用型消防水利システム (スーパーポンパー)】



【特別高度工作車】

#### ○ 緊急消防援助隊全国合同訓練 1.2億円 (新)

- ・広域的な部隊進出の検証等を目的に開催する全国合同訓練の令和8年度実施に向けた設計・計画や訓練実施場所の整備を実施



【緊急消防援助隊全国合同訓練(令和4年7月)】

## ②能登半島地震等を踏まえた消防団の更なる充実強化

消防団員については、令和6年4月1日現在、約74万7千人となっており、依然として減少傾向にあるものの、退団者数は3年ぶりに減少し、入団者数は2年連続の増加となった。特に、重点的に取り組んできた学生消防団員や機能別消防団員、女性消防団員は増加傾向にある。

この消防団員についても、令和6年能登半島地震等においては、自らも被災しながら、地域住民の命を守るため、避難の呼びかけや火災現場での消火、倒壊家屋からの救助のほか、孤立集落からの住民搬送、行方不明者の捜索、避難所運営の支援などの活動に懸命に従事していただいたところである。

令和6年能登半島地震等を含め、近年は、地震や局地的な豪雨等による災害が各地で頻発しており、住民の生命、身体及び財産を災害から守るためには、地域防災力の充実強化が必要である。とりわけ、その中核を担う消防団の災害対応能力の向上を図ることが重要である。

地域に密着し、即応体制を取ることができる消防団による迅速かつ効率的な救助活動や情報収集活動等のため、消防団に対して、救助用資機材等を搭載した多機能消防車の無償貸付や、ドローン、排水ポンプ、発電機、ボートなどの救助用資機材等の整備に対する補助のための経費として、22.7億円を計上している。無償貸付については、オフロードバイク等の小型車両を中心に貸付けを行う予定である。

災害の多様化・激甚化を踏まえ、消防団の災害対応能力の向上、特に情報収集能力の向上のため、全国の消防学校で消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を元にした災害対応講習に係る経費として0.7億円を計上している。

### [資料2]

## ③消防防災分野におけるDX等の推進

救急隊がマイナンバーカードを活用して、オンライン資格確認等システムから傷病者情報を正確かつ早期に把握することにより、「自分の病歴や飲んでいる薬を救急隊に正確に伝えることができる」「救急隊が病院の選定や搬送中の応急措置を適切に行える」「搬送先病院で治療の事前準備ができる」といった効果が期待される場所である。こうした効果により、救急業務の円滑化が図られる見込みであり、2024年度には67消防本部660隊が参画する全国規模の実証事業を行っている。合わせて、「オンライン資格確認等システム」について、救急隊専用の現場で使いやすい閲覧画面にする等の改修も進めているところである。この「マイナ救急」の取り組みについて、骨太の方針2024等で「全国展開を推進する」こととしていたところであり、今回、全国の消防本部において、救急



## 資料2

### 【能登半島地震等を踏まえた消防団の更なる充実強化】

#### ○ 消防団への救助用資機材等搭載型消防車両の無償貸付 20.2億円 (⑤補19.7億円)

- ・ 狭隘な道路や悪路でも迅速に進出ができる機動性の高い小型車両を中心に、救助用資機材等を搭載した消防車両の消防団に対する無償貸付を実施



小型動力ポンプ積載車  
(3.5t未満)

オフロードバイク

【小型車両の例】

#### ○ 救助用資機材等の整備に対する補助 2.5億円 (⑤補2.5億円)

- ・ 消防団が整備する救助用資機材等に対する補助を実施
- ・ 特に、能登半島地震を踏まえ、女性を含め、全ての団員が比較的容易に取り扱える小型・軽量化された救助用資機材等の整備を推進



ドローン

可搬消防ポンプ

エンジンカッター

チェーンソー

【救助用資機材の補助対象(例)】

#### ○ 消防団災害対応高度化推進事業 0.7億円 (⑤補0.4億円)

- ・ 都道府県の消防学校で消防団員に対するドローンの操縦講習及びドローンから伝達された映像情報を元にした災害対応講習を実施

※ 現行：26府県で実施 ⇒ 全都道府県で実施



【消防団ドローン取扱い講習の例  
(宮崎県消防学校)】

現場での操作性に優れた上記の専用システムを活用した実証事業を実施するための経費として、20.6億円を計上している。

また、消防庁の消防研究センターにおいて、令和6年能登半島地震を踏まえ、小型ドローンを活用した土砂ダムの規模や濁り度合いを監視する方法に関する研究等を実施するための経費として、1.6億円を計上している。[資料3]

#### ④その他

全国瞬時警報システム（Jアラート）の運用に支障が生じないように、システムの更改を行うこととしており、6.1億円を計上している。

国民保護において、住民や避難施設関係者への周知を促進するため、弾道ミサイル飛来時の国民保護サイレンや住民避難行動の解説動画を制作し、地方公共団体に提供することとしており、0.1億円を計上している。

迅速な災害対応に向けて、消防庁が災害時に収集する多様な情報の取扱いや消防関連の情報システムを最適化するための調査・検討を実施することとしており、1.5億円を計上している。

消防指令システム等について、更なる耐災害性強化に向けた検討や新技術等の動向を踏まえた標準仕様の更新を実施することとしており、1.0億円を計上している。[資料4]

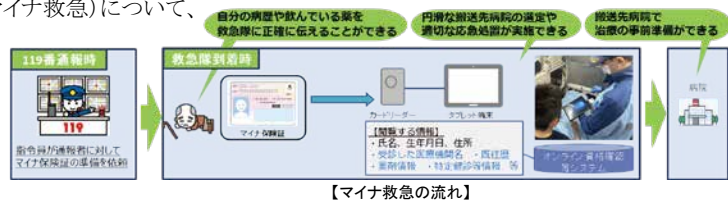
### 資料3 【消防防災分野におけるDX等の推進】

#### ○ マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化の全国展開の推進 20.6億円 (⑤補3.7億円)

- 救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組み(マイナ救急)について、全国の各消防本部において、救急現場での操作性に優れた専用システムを活用した実証事業を実施

※実証事業の規模

現行 今後  
660隊 ⇒ 3,800隊程度



【マイナ救急の流れ】

#### ○ 消防研究センターにおける研究の充実強化 1.6億円 (新)

- 能登半島地震を踏まえ、小型ドローンを活用した土砂ダムの規模や濁り度合いを監視する方法に関する研究等を実施



【能登半島地震における土砂ダムの例(輪島市市ノ瀬)】



【監視用ドローンの例】

### 日本経済・地方経済の成長（「投資立国」及び「資産運用立国」の実現）

#### ○ 水素等のGX新技術に係る危険物規制のあり方の検討 0.1億円 (⑤補0.1億円)

- 安全確保を前提に、水素等のGX新技術に係る危険物の貯蔵・取扱いに関する危険物規制のあり方を検討



【水素等のGX新技術の取組環境の整備に向けた危険物規制のあり方の検討イメージ】

### 資料4 その他の事業の概要

#### 国民の安心・安全の確保（防災・減災及び国土強靱化の推進）

- ① 全国瞬時警報システム(Jアラート)の新システムへの更改 6.1億円 (新)
  - 全国瞬時警報システム(Jアラート)の運用に支障が生じないように、システムを更改
- ② 国民保護のための避難行動の周知促進 0.1億円 (新)
  - 住民や避難施設関係者への周知を促進するため、弾道ミサイル飛来時の国民保護サイレンや住民避難行動の解説動画を制作し、地方公共団体に提供
- ③ 消防庁災害等情報の全体最適化・効率化調査事業 1.5億円  
(⑥1.5億円)
  - 迅速な災害対応に向けて、災害時に収集する多様な情報の取扱いや消防関連の情報システムを最適化するための調査・検討を実施
- ④ 消防指令・業務システムの標準仕様の更新(能登半島地震を踏まえた耐災害性強化等) 1.0億円  
(⑤補1.1億円)
  - 消防指令システム等について、更なる耐災害性強化に向けた検討や新技術等の動向を踏まえた標準仕様の更新を実施

各市区町村における災害情報伝達手段の整備を促進するため、市区町村に対し、専門的な知見を有するアドバイザーを派遣することとしており、0.3億円を計上している。

令和6年1月に東京国際空港（羽田空港）で発生した衝突事故に伴う航空機火災や近年の航空機災害への対応等最新の状況を踏まえ、自治体消防が航空機火災に対応する際に参考となるマニュアルの改定を実施することとしており、0.1億円を計上している。

消防研究センターや消防大学校における経年劣化・老朽化が著しい建物施設・設備等について、計画的に補修・修繕を実施し、効率的な研究開発環境や学生の安全等に配慮した良好な教育訓練環境を確保するとともに、消防大学校の各種教育訓練用資機材を整備し、大規模自然災害時における消防機関の対応能力の向上のための土砂災害等対応訓練を充実強化することとしており、3.5億円を計上している。[資料5]

## 資料5

<b>⑤ 災害情報伝達手段の整備等に係るアドバイザー派遣事業</b>	<b>0.3億円</b> <b>(⑤補0.3億円)</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>市区町村に対し、専門的な知見を有するアドバイザーを派遣し、各市区町村における災害情報伝達手段の整備を促進</li></ul>	
<b>⑥ 航空機火災対応マニュアルの改定</b>	<b>0.1億円</b> (新)
<ul style="list-style-type: none"><li>令和6年1月に東京国際空港（羽田空港）で発生した衝突事故に伴う航空機火災や近年の航空機災害への対応等最新の状況を踏まえ、自治体消防が航空機火災に対応する際に参考となるマニュアルの改定を実施</li></ul>	
<b>⑦ 消防研究センター・消防大学校建物施設・設備等の維持整備</b>	<b>2.9億円</b> <b>(⑤補1.5億円)</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>経年劣化・老朽化が著しい建物施設・設備等について、計画的に補修・修繕を実施し、効率的な研究開発環境や学生の安全等に配慮した良好な教育訓練環境を確保</li></ul>	
<b>⑧ 教育訓練用資機材整備・安全管理</b>	<b>0.6億円</b> <b>(⑥0.6億円)</b>
<ul style="list-style-type: none"><li>消防大学校の各種教育訓練用資機材を整備し、大規模自然災害時における消防機関の対応能力の向上のための土砂災害等対応訓練を充実強化</li></ul>	

## 2 令和7年度当初予算案

令和7年度消防庁当初予算案の一般会計は126.2億円（対前年度比+0.0億円）、復興特別会計は7.9億円（対前年度比+6.2億円）となっている。

## (1) 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化

### (a) 緊急消防援助隊の充実強化

緊急消防援助隊の車両・資機材等の整備に対して補助する緊急消防援助隊設備整備費補助金を前年度同額の49.9億円を計上している。

消防庁へりは、大規模災害等発生時において、国として緊急消防援助隊の迅速な出動指示や部隊運用を円滑に行う必要があり、被災地における救助救急活動の実施や被災地への迅速な職員派遣や被害状況の早期把握のため配備している。このうち1機について更新整備を行うための経費として、2.2億円（令和5年度補正予算と合わせて総額33億円）を計上している。

緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力を向上させるため、令和7年度においても地域ブロック合同訓練を全国6か所で実施する。ブロック毎に地域の実情に応じた様々な災害を想定し、指揮本部運営訓練、部隊参集訓練及び部隊運用訓練を実施することとしており、1.0億円を計上している。[資料6]

## 資料6

### 一般会計

括弧内は前年度当初予算額、前々年度補正予算額

## 1. 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化 58.0億円

### (a) 緊急消防援助隊の充実強化

- ① 緊急消防援助隊設備整備費補助金 49.9億円(④49.9億円)  
緊急消防援助隊の部隊強化に資するため、車両・資機材等の整備を促進  
※令和6年4月1日時点 6,661隊
- ② 無償使用車両・資機材の整備等 2.2億円(⑤補49.1億円)  
○消防庁ヘリコプター
- ③ 緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練の実施 1.0億円(⑥1.0億円)  
緊急消防援助隊の技術及び連携活動能力を向上させるため、  
地域ブロック合同訓練を実施（全国6箇所で開催）



【消防ポンプ自動車】



【消防庁ヘリコプター】



【緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練  
(令和6年11月 関東ブロック)】

0

## (b) 消防団の更なる充実強化

先に述べたように、消防団員については、令和6年4月1日現在、約74万7千人となっており、依然として減少傾向にあるものの、退団者数は3年ぶりに減少し、入団者数は2年連続の増加となった。特に、重点的に取り組んできた学生消防団員や機能別消防団員、女性消防団員は増加傾向にある。

この消防団の充実強化を図るため、「消防団の力向上モデル事業」において、能登半島地震等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上を図る取組や女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援するほか、デジタル技術の活用促進、準中型免許等の取得環境の整備など、消防団の充実強化につながるモデル事業を推進することとしており、対前年度比+0.2億円となる3.8億円を計上している。[資料7]

### 資料7

#### 一般会計



### 1. 能登半島地震を踏まえた消防防災体制の強化

#### (b) 消防団の更なる充実強化

##### ① 消防団の力向上モデル事業 (拡充)3.8億円(⑥3.6億円)

能登半島地震等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上を図る取組や女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援するほか、デジタル技術の活用促進、準中型免許等の取得環境の整備など、消防団の充実強化につながるモデル事業を推進



【デジタル技術の活用促進】【女性の活動環境整備】



【資機材取扱訓練】【免許等取得環境の整備】

## (2) 消防防災分野のDX・新技術の推進

新技術については、令和6年能登半島地震復旧・復興支援本部において、「災害対応上有効と認められる新技術等を洗い出し、今後の初動対応・応急対策を強化するための

---

---

措置等について、早期に実現可能なものから順次とりまとめ、今後の対策に反映」する旨の総理大臣指示があり、令和6年能登半島地震に係る検証チームとりまとめにおいては、「新技術等の活用に向け、関係省庁による実装に向けた検討、カタログ化による自治体の活用促進、課題・ニーズの提示による国や民間の技術開発等の推進などの取組を進めていく」こととされたところである。消防分野においても、災害応急対策の強化の観点から、被災地進入策の強化、被災地域での活動の円滑化、応援消防部隊の活動環境の充実等について、新技術の実用化・活用を推進していく必要があり、消防庁としても「新技術」について今後一層積極的に推進することとしている。競争的研究費は、革新的技術について、消防防災行政に係る課題解決や重要施策推進のため、企業・大学等の研究機関と消防機関が協働して実施する研究開発や、その研究成果の社会実装化に関して幅広く提案を募り、高い意義が認められる研究開発を委託することにより推進する事業である。令和7年度においては、令和6年能登半島地震を踏まえた無人走行放水ロボットや消火用ドローン等の消防活動の省力化・無人化のための資機材等の開発を進めることとしており、対前年度比+0.9億円となる2.3億円を計上している。

消防研究センターでは、市街地火災による被害を抑制するための研究開発を進めており、より効果的な消化戦術の検討が行えるよう、出火箇所と気象条件から火災の延焼被害を予測・図示するツール（火災延焼シミュレーション）の機能を充実させることとしている。具体的には、輪島市大規模火災では、焼損範囲内の建物が倒壊したことにより建物の間隔が狭まって延焼が早まった可能性があることから、火災延焼シミュレーションに建物構造による延焼の違いを再現できるような改修等を行うものであり、0.8億円を計上している。

AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方については、危険物施設（製造所・一般取扱所）における可燃性蒸気の滞留する場所を明確化し、カメラ及びタブレット等を活用した遠隔監視の実施についての検討を行うこととしており、その経費として0.7億円を計上している。[資料8]

各消防本部の消防職員及び自治体の防災部局職員に助言等を行うドローン技術指導アドバイザーの育成研修や、消防職員の一等操縦ライセンス取得研修を実施することとしており、0.1億円を計上している。

消防庁では、災害時における国・地方公共団体間の映像共有手段の充実を図るため、消防本部・消防団による映像等の投稿機能を有した「消防庁映像共有システム」の構築に取り組んでいる。令和6年度中には、内閣府の新総合防災情報システム（SOBO-WEB）と接続し、映像情報を消防庁・消防機関等にとどまらず、政府全体で活用できるように

## 2. 消防防災分野のDX・新技術の推進

8.4億円

## ① 競争的研究費 (拡充)2.3億円(◎1.4億円)

消火用ドローン等の消防活動の省力化・無人化のための資機材などの革新的技術についての官民連携による実用化に向けた研究開発を推進



ドローン

【今後想定される研究開発の例】  
消火用ドローン等の消防活動の省力化・無人化のための資機材の研究開発

## ② 市街地火災による被害を抑制するための研究開発 (火災延焼シミュレーションの高精度化) 0.8億円(◎0.6億円)

より効果的な消火戦術の検討に向け、出火箇所と気象条件から火災の延焼被害を予測・図示するツールの機能の充実



【令和6年能登半島地震で発生した大規模市街地火災(左)と放火火災とした場合の火災延焼シミュレーション結果(右)】

## ③ AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討 0.7億円(◎0.7億円)

- ・ 危険物施設におけるデジタル機器等を活用した遠隔監視の実施に向けた基準のあり方を検討
- ・ デジタル技術の進展を踏まえ、屋外貯蔵タンクの予防保全に関する点検業務等の効率化につながる新技術の活用について検討



危険物施設におけるタブレット等の活用イメージ

【デジタル機器等の使用範囲の明確化】

2

取り組むこととしており、システムの運用経費として0.2億円を計上している。

消防研究センターにおいて、ドローン等を活用した画像分析等による災害（土砂災害等）時の消防活動能力向上に資するよう、救助活動中の二次的な土砂崩れの危険性を監視するドローンレーザー計測システムの研究開発を行うこととしており、0.6億円を計上している。[資料9]

AIを活用した救急隊運用最適化については、救急搬送人数の将来予測を踏まえた救急隊運用最適化システムの高度化を図ることとしており、0.4億円を計上している。

火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築として、昨今の火災予防行政をめぐる諸課題を踏まえ、火災予防に係る規制体系の再構築や火災予防の実効性向上についての検討やデジタル技術を活用した、点検手法や防火規制のあり方に係る検討を実施することとしている。

火災原因調査の高度化に関する研究開発については、火災現場で発見される電気配線の溶融痕の高精度な分析により、出火原因の解明につなげる手法の研究開発を行うこととしており、0.3億円を計上している。[資料10]

2.消防防災分野のDX・新技術の推進

④ ドローン活用人材育成事業 0.1億円(⑥0.1億円)

各消防本部の消防職員及び自治体の防災部局職員に助言等を行うドローン技術指導アドバイザーの育成研修や、消防職員の一等操縦ライセンス取得研修を実施



【アドバイザー育成研修のイメージ】

⑤ 災害時の映像共有システムの本格運用 0.2億円(⑥0.3億円)

消防庁、自治体で災害の映像情報を共有するとともに、内閣府の新総合防災情報システム(SOBO-WEB)との接続により、映像情報を関係府省庁とも共有



【消防庁映像共有システムの運用イメージ】

⑥ ドローン等を活用した画像分析等による災害(土砂災害等)時の消防活動能力向上に係る研究開発 0.6億円(⑥0.6億円)

救助活動中の二次的な土砂崩れの危険性を監視するドローンレーザー計測システムの研究開発



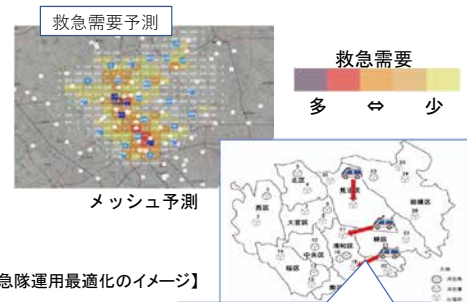
【ドローンレーザー計測システム】

3

2.消防防災分野のDX・新技術の推進

⑦ AIを活用した救急隊運用最適化 0.4億円(⑤補0.3億円)

救急搬送人数の将来予測を踏まえた救急隊運用最適化システムの高度化



【救急隊運用最適化のイメージ】

⑧ 火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築 0.4億円の内数(⑥0.2億円)

- ・ 昨今の火災予防行政をめぐる諸課題を踏まえ、火災予防に係る規制体系の再構築や火災予防の実効性向上について検討
- ・ デジタル技術を活用した、点検手法や防火規制のあり方に関する検討を実施



カメラ画像のAI認識や消火装置を制御するIoTにより、消防設備等の自動点検や火災の早期検知、自動消火等を行う。

【デジタル技術を活用したイメージ】

⑨ 火災原因調査の高度化に関する研究開発 0.3億円(⑥0.4億円)

火災現場で発見される電気配線の熔融痕の高精度な分析により、出火原因の解明につなげる手法の研究開発



【能登半島地震での輪島市大規模延焼火災の現場で見つかった熔融痕】

4



### (3) 消防団や自主防災組織等の充実強化

「消防団の力向上モデル事業」については、上記（1）に記載の通り。

女性や若者をはじめとする幅広い住民の消防団への入団を促進するため、自治体等と連携し、各種広報活動を充実強化することとしている。著名人を起用したポスター等の全国的な広報や、入団促進イベントの開催、地方公共団体が主催するイベントへの支援などを行うため、1.4億円を計上している。[資料11]

**資料11**
**一般会計**

---

3.消防団や自主防災組織等の充実強化
7.8億円

**(a) 地域防災力の充実強化に向けた消防団・自主防災組織等の取組の支援等**

**① 消防団の力向上モデル事業(再掲) (拡充)3.8億円(⑥3.6億円)**

能登半島地震等を踏まえた消防団の災害対応能力の向上を図る取組や女性が活動しやすい環境づくりに向けた取組を重点的に支援するほか、デジタル技術の活用促進、準中型免許等の取得環境の整備など、消防団の充実強化につながるモデル事業を推進



【デジタル技術の活用促進】



【女性の活動環境整備】



【資機材取扱訓練】



【免許等取得環境の整備】

**② 消防団加入促進広報の実施 1.4億円(⑥1.4億円)**

女性や若者をはじめとする幅広い住民の消防団への入団を促進するため、自治体等と連携し、各種広報活動を充実強化



【電車内モニター広告】



【入団促進イベントのイメージ】



【消防団入団促進用ポスター】



【入団促進PR動画 (YouTube)】

5

災害が激甚化・頻発化する中、地域の防災力を一層向上させるため、自主防災組織等の立ち上げ支援、災害対応訓練、防災教育や住民への防災啓発、地域の防災計画策定など、地域住民の連帯意識に基づく自発的な防災組織である自主防災組織の活性化のための取組を支援するための経費として1.0億円を計上している。

防災意識向上プロジェクトとして、地域住民の防災意識の向上等を図るため、大規模災害（地震、風水害等）での活動体験や防災に知見を有する者を語り部として消防庁が委嘱し、自治体が開催する防災講演会等の講師として派遣することとしており、0.3億円

## 3. 消防団や自主防災組織等の充実強化

## ③ 自主防災組織等活性化推進事業 1.0億円(⑥1.0億円)

地域の防災力を一層向上させるため、自主防災組織等の立ち上げ支援、災害対応訓練、防災教育、女性の視点を反映させた取組など自主防災組織等活性化のための取組を実施



【自主防災組織等立ち上げ支援】



【災害対応訓練】

## ④ 防災意識向上プロジェクト 0.3億円(⑥0.3億円)

地域住民の防災意識の向上等を図るため、大規模災害（地震、風水害等）での活動体験や防災に知見を有する者を語り部として消防庁が委嘱し、自治体が開催する防災講演会等の講師として派遣



【語り部講演の様子】

を計上している。[資料12]

## (4) 常備消防等の充実強化

## (a) 広域化等による常備消防の充実強化

大規模災害や特殊災害による被害を最小限に抑え、国民の安心・安全を確保するため、大規模地震の際に消防水利、飲料水や生活用水を確保するために必要な耐震性貯水槽など、消防防災施設の整備を戦略的・重点的に促進する必要があることから、消防防災施設整備費補助金について、前年度同額の13.7億円を計上している。

消防庁では、かねてより推進している消防の広域化と併せ、平成29年度に消防の連携・協力を制度化し、直ちに広域化の実現が困難な地域においては、指令の共同運用や車両の共同整備など段階的な広域化も推進している。アドバイザー派遣などを通じ、都道府県、市町村が広域化等の取組を進められるよう支援していくこととしており、0.2億円を計上している。

## (b) 人材育成

「ドローン活用人材事業」については、上記（2）に記載の通り。[資料13]

消防大学校における教育訓練の充実・強化及び効率化のため、事前学習用のeラーニングシステムのコンテンツ制作や、インターネットを活用したリモート授業等を実施することとしており、1.0億円を計上している。

### 資料13

#### 一般会計



#### 4.常備消防等の充実強化

16.0億円

##### (a) 広域化等による常備消防の充実強化

###### ① 消防防災施設整備費補助金 13.7億円(◎13.7億円)

住民生活の安心・安全を確保するため、耐震性貯水槽や高機能消防指令センター等の消防防災施設の整備を促進



【耐震性貯水槽】

###### ② 市町村の消防の広域化及び連携・協力の推進 0.2億円(◎0.2億円)

消防力の維持・強化を図るため、消防の広域化や通信指令業務等の消防業務の一部の連携・協力を推進するためのアドバイザー等を派遣



【ちば消防共同指令センター】

##### (b) 人材育成

###### ① ドローン活用人材育成事業 0.1億円(◎0.1億円)

各消防本部の消防職員及び自治体の防災部局職員に助言等を行うドローン技術指導アドバイザーの育成研修や、消防職員の一等操縦ライセンス取得研修を実施



【アドバイザー育成研修のイメージ】

7

## (b) 救急・救助体制の確保

令和5年中の救急出動件数は、全国で約764万件となり、対前年比40万件の増加となった。高齢化の進展などを背景に、今後の救急需要はますます多様化していくものと見込まれることから、限りある搬送資源である救急車の適時・適切な利用を推進する必要がある。「救急安心センター事業」(#7119)の全国展開を加速するため、#7119普及促進アドバイザー制度や未実施団体に対する個別訪問を実施するなど、全国展開に向けた取組を継続するための経費として、0.03億円を計上している。

年々多様化・高度化する救助事象等に対応し、救助技術の高度化を推進するため、有識者及び消防本部等の委員により、救助活動上の課題を整理し、効果的な救助手法等について検討する救助技術の高度化等検討会（平成9年度～）や、救助技術の研究開発及

び活動事例の発表や意見交換により、救助体制の更なる向上を図る全国消防救助シンポジウム（平成10年度～）を開催することとしており、そのための経費として0.2億円を計上している。[資料14]

## 資料14

### 一般会計

#### 4.常備消防等の充実強化

**② e-ラーニングシステムの運用・学生用リモート授業** **1.0億円(◎0.8億円)**

消防大学校における教育訓練の充実・強化及び効率化のため、事前学習用のe-ラーニングシステムのコンテンツ制作や、インターネットを活用したリモート授業等を実施

職場・自宅等のPCで学習

全国の学習者

消防職団員の能力強化

消防大学校

教材配信  
学習管理

【インターネットを活用したe-ラーニング・リモート授業】

**(c) 救急・救助体制の確保**

**① 救急救命体制の整備・充実** **0.03億円(◎0.03億円)**

住民からの電話による救急相談等に対応する救急安心センター事業（#7119）の全国展開を推進するためのアドバイザー派遣及び実施団体への調査・フォローアップ等を実施

住民

#7119(救急安心センター事業)

○救急相談・相談員が相談内容を確認し適切な対応を指示  
○救急隊員が現場へ出動  
○救急隊が現場で応急処置  
○救急隊が現場で応急処置  
○救急隊が現場で応急処置

救急車の出動

救急隊員の出動

【救急安心センター事業（#7119）の概要】

**② 救助技術の高度化** **0.2億円(◎0.2億円)**

年々激甚化・複雑化する自然災害等における救助業務の充実強化を図るため、救助活動技術等の具体的方策を検討し、各種救助活動マニュアル、動画コンテンツ等を作成

8

## (5) 火災予防対策の推進

### (a) 火災予防対策の推進

輪島市大規模火災の教訓を踏まえ感震ブレイカーの普及を加速するため、広報用映像資料等を制作するなど、住宅防火対策（住宅用火災警報器、住宅用消火器等）を総合的に推進することとしており、0.2億円を計上している。

火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築については、上記（2）に記載のほか、環境に配慮した、P F A Sを用いない泡消防設備の技術基準の検討を行うこととしており、0.4億円を計上している。[資料15]

## 5.火災予防対策の推進

3.6億円

## (a) 火災予防対策の推進

## ① 住宅防火対策等の推進

0.2億円(◎0.2億円)

感震ブレーカーの普及加速など、住宅防火対策（住宅用火災警報器、住宅用消火器等）を総合的に推進



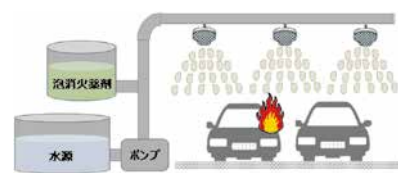
【住宅防火対策の推進】

## ② 火災予防の実効性向上及び規制体系の再構築(一部再掲)

0.4億円(◎0.2億円)

昨今の火災予防行政をめぐる諸課題を踏まえ、火災予防に係る規制体系の再構築や火災予防の実効性向上について検討

- ① 環境に配慮した、PFASを用いない泡消防設備の技術基準の検討
- ② デジタル技術を活用した、点検手法や防火規制のあり方に係る検討



【駐車場の泡消火設備のイメージ】

9

## (b) 消防用機器等の海外展開

東南アジア諸国等で消防用機器等の日本規格を導入する余地がある新興国を絞り込み、日本製品の品質の高さを支える日本規格と日本の認証制度等の導入により自国の防火安全性が大きく向上することを相手国政府に理解してもらうことで、日本の規格・認証制度の浸透を図ることを目指す。

また、経済発展や都市化が進展するアジア諸国の消防防災能力の向上に資するため、我が国の消防技術・制度等を広く紹介する国際消防防災フォーラムを開催する。開催地の消防・防災関係者が多数集まることから、我が国の消防防災インフラシステムの海外展開を推進する取組の一つとして、日本企業に対し、製品PRのためのプレゼンテーションや、出展ブースにおける展示の機会を提供することとしており、そのための経費として0.4億円を計上している。

消防用機器の国際的な規格はISOに定められている。欧米の規格・基準の調査や比較実験等を踏まえた検討を行い、ISOの議論において日本の意見を反映させることにより、日本の消防用機器等の国際標準化を目指すこととしており、0.05億円を計上している。[資料16]

## 5.火災予防対策の推進

## (b) 消防用機器等の海外展開

- ① 国際消防防災フォーラムを活用した消防防災インフラシステムの海外展開の推進 0.4億円(◎0.4億円)
- ② 日本規格に適合した消防用機器等の競争力強化 0.2億円(◎0.2億円)
- ③ 消防用機器等の国際動向への対応 0.05億円(◎0.05億円)

日本製品の海外展開を推進するため、日本の規格・認証制度及び消防防災製品の普及を東南アジア諸国に対して進めるとともに、消防用機器等の国際標準化への対応を推進



【消防防災製品の普及推進  
(国際消防防災フォーラム 令和6年2月 カンボジア)】



【ベトナム消防防災展での講演の様子(令和5年7月)】



【国際標準規格の策定に係る国際会議での意見等を通じて、国内規格との整合性を確保】

10

## (b) 危険物施設等の安全対策の推進

AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討については、上記(2)に記載のほか、デジタル技術の進展を踏まえ、屋外貯蔵タンクの予防保全に関する点検業務等の効率化につながる新技術の活用について検討することとしており、0.7億円を計上している。[資料17]

石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業所での事故件数は397件(令和5年中)となっている。引き続き、自衛防災組織の技能向上のための技能コンテストの実施や、事故の発生様態や発生原因の詳細な分析、事故が発生した場合に被害を局限化させる効果的な取組の調査等を行うことにより、特殊災害対策を充実強化し、石油コンビナート等における防災対策を推進することとしている。[資料18]

## 5. 火災予防対策の推進

## (c) 危険物施設等の安全対策の推進

## ① AI・IoT等の新技術を活用した効果的な危険物保安等のあり方の検討(再掲) 0.7億円(◎0.7億円)

- 危険物施設におけるデジタル機器等を活用した遠隔監視の実施に向けた基準のあり方を検討
- デジタル技術の進展を踏まえ、屋外貯蔵タンクの予防保全に関する点検業務等の効率化につながる新技術の活用について検討



危険物施設におけるタブレット等の活用イメージ

【デジタル機器等の使用範囲の明確化】



屋外貯蔵タンク

【点検業務のデジタル化を推進】

11

## 5. 火災予防対策の推進

## ② 石油コンビナート災害等特殊災害対策の充実強化 0.04億円(◎0.04億円)

石油コンビナート等の災害対策を充実強化させるために自衛防災組織の技能コンテスト等を実施



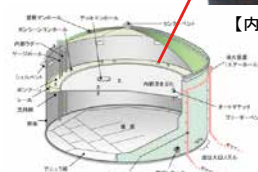
【石油コンビナートにおける技能コンテスト】

## ③ 石油コンビナート災害にかかる防災活動支援 0.2億円(◎0.2億円)

地震等により発生するおそれのある、内部浮き蓋付き屋外タンクの損傷事故等への有効な災害対応方策について検討



【内部浮き蓋上の滞油の状況】



【内部浮き蓋付き屋外タンクの構造(一例)】

12

## (6) 自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化

### (a) 自治体の災害対応能力の強化

市町村長は、被害情報等の収集、住民避難、救助・救急活動、避難所運営、物資供給など災害のフェーズに応じた災害対応の在り方に関する知見を持ち、大規模な災害が発生した場合には災害対策の進捗把握・応援の必要性判断を含めた人的資源の活用などの「災害マネジメント」を行う必要があることから、これらに関する市町村長向けの訓練を行うほか、地方公共団体の危機管理・防災責任者等を対象とした研修を行う。小規模市町村に対し、災害初動対応力向上のため、都道府県と連携し、訓練の企画・実施・検証段階を通じた総合的な支援を行う。また、子どもが楽しみながら学べる「防災・危機管理e-カレッジ」について、コンテンツの充実を図る。これらのための経費として、0.4億円を計上している。[資料19]

#### 資料19

#### 一般会計



### 6.自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化

12.9億円

#### (a) 自治体の災害対応能力の強化

##### ① 自治体の災害対応能力の強化を図る研修等の推進 0.4億円(◎0.4億円)

市町村長を対象とした災害対応シミュレーション訓練やセミナーのほか、自治体の危機管理・防災責任者等を対象とした研修を実施



【市町村長訓練(オンライン)】

13

### (b) 自治体の国民保護体制の強化

沖縄県及び先島5市町村における広域避難を効果的に支援するため、民間のノウハウ



も活用しながら関係者間の調整を実施することとしており、0.1億円を計上している。

弾道ミサイル攻撃、大規模テロなどの国民保護事案への対処能力の更なる向上のため、国と地方公共団体で、国民保護共同訓練を行う。国民保護共同訓練については、地方公共団体が支弁する政令に定めるものを除く費用を国が負担することとなっている。

弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施を通し、実際に行われた訓練について調査・検証を行い、訓練の優良事例集を作成し、地方公共団体に横展開を図ることで訓練の高度化を図ることとしており、そのための経費として0.06億円を計上している。[資料20]

<b>資料20</b>	<b>一般会計</b>	
<b>6.自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化</b>		
<b>(b)自治体の国民保護体制の強化</b>		
<b>① 広域避難の検討に係る支援</b>	<b>0.1億円</b>	
沖縄県及び先島5市町村における広域避難を効果的に支援するため、民間のノウハウも活用しながら関係者間の調整を実施		
<b>② 国民保護共同訓練の充実強化</b>	<b>1.2億円(⑥1.2億円)</b>	
弾道ミサイル攻撃、大規模テロなどの国民保護事案への対処能力の向上を図るため、国と地方で共同訓練を実施		<b>【国と自治体の国民保護共同訓練】</b>
<b>③ 弾道ミサイルを想定した住民避難訓練優良事例集作成</b>	<b>0.06億円(⑥0.06億円)</b>	
弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を踏まえた、優良事例集の作成・配布を実施		<b>【弾道ミサイルを想定した住民避難訓練】</b>

国民保護訓練が効果的かつ実践的な訓練となるよう支援するため、国民保護訓練等に関し知見を有する地方公共団体職員等をパートナーとして委嘱し、派遣を希望する地方公共団体の訓練に派遣することで、訓練統制・訓練評価等を実施することとしており、そのための経費として0.03億円を計上している。

また、爆風等からの被害軽減に有効な地下施設等を緊急一次避難施設として指定することを促進するため、知見のある地方公共団体の職員等をアドバイザーとして委嘱し、助言・相談を希望する地方公共団体等に派遣することとしており、そのための経費とし

## 6.自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化

④ 国民保護訓練パートナー制度による県主導訓練高度化  
0.03億円(◎0.03億円)

国民保護共同訓練（県主導訓練）の高度化を推進するため、知見を蓄積した自治体職員等をパートナーとして派遣

⑤ 緊急一時避難施設指定推進アドバイザーの派遣  
0.05億円(◎0.05億円)

爆風等からの被害軽減に有効な地下施設等の避難施設の指定を促進するため、知見を蓄積した自治体職員等をアドバイザーとして派遣



【地下施設等の避難施設の指定促進】

15

て0.05億円を計上している。[資料21]

国民保護事案が発生した際、市町村は避難経路、手段等を内容とする「避難実施要領」を直ちに作成する義務があるが、事案発生後の短時間のうちに作成することは容易ではないことから、あらかじめ複数のパターンを作成しておくことが望ましいとされている。避難実施要領のパターンの複数化・高度化のため、パターン作成に関し知見を有する地方公共団体職員等をアドバイザーとして委嘱し、希望する市町村に派遣してパターン作成を促進するほか、消防庁・都道府県の共催により、市町村を対象とした研修会を開催し、パターン作成について働きかけていくなど、迅速かつ的確な国民保護措置の実施を図る。

[資料22]

武力攻撃災害・自然災害等が発生した際に瞬時に警報・避難等の緊急情報伝達を可能とする全国瞬時警報システム（Jアラート）について、確実な運用を継続的に実施するとともに、武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システムの確実な稼働体制を確保するための経費として、3.8億円を計上している。[資料23]

6.自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化

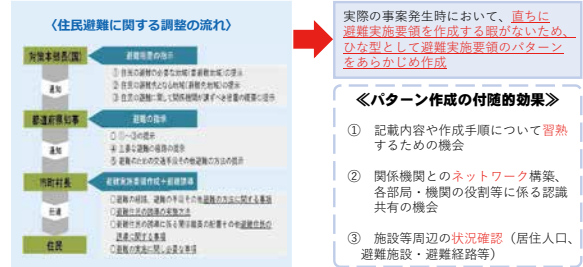
⑥ 避難実施要領のパターン作成に係るアドバイザーの派遣  
0.03億円(⑥0.03億円)

避難実施要領のパターンの複数化・高度化のため、パターン作成に関し知見を有する自治体職員等をアドバイザーとして市町村に派遣し、パターンを作成を促進

- 避難実施要領とは、国民保護事案が発生した場合、様々な関係機関が、共通の認識のもとで住民の避難オペレーションを円滑に行えるよう、避難経路や避難手段、関係職員の配置等について市町村が作成するもの。(根拠：国民保護法第61条)
- 市町村は、(中略)複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成しておくよう努めるものとする。(国民保護基本指針(H17.3.25閣議決定))

⑦ 避難実施要領のパターン作成促進研修会の開催  
0.04億円(⑥0.04億円)

市町村が有事の際に、避難経路、手段等を「避難実施要領」として定め、直ちに住民の避難誘導ができるよう、研修会の開催により、「避難実施要領のパターン」の作成を促進

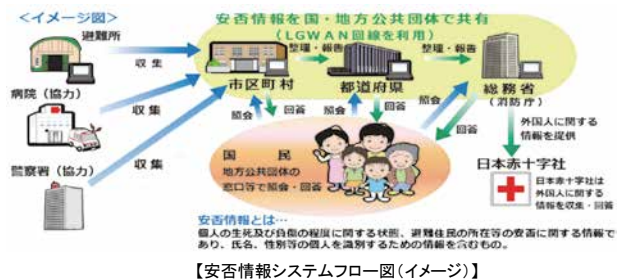
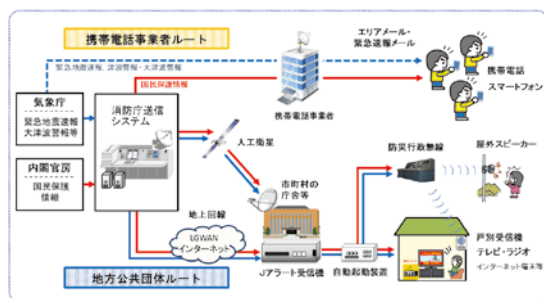


【避難実施要領と避難実施要領のパターンの関係】

6.自治体の災害対応能力・国民保護体制の強化

⑧ Jアラートの確実な運用と安否情報システムの稼働体制の確保  
3.8億円(⑥3.9億円)

- ・ 全国瞬時警報システム(Jアラート)について、確実な運用を継続的に実施
- ・ 「武力攻撃事態等における安否情報・提供システム(安否情報システム)」の確実な稼働体制を確保



## (7) 消防防災分野における女性や若者の活躍推進

### (a) 女性消防吏員の更なる活躍推進等

消防本部における女性職員は、令和5年4月1日現在でその割合は3.5%にとどまっている。令和8年度当初までに全国の女性消防吏員比率を5%に引き上げるという数値目標を設定しており、この目標の達成のため、引き続き女子学生を対象とした職業説明会やWEBセミナーを開催するほか、PRポスターやパンフレットの作成、SNS広告の活用を行う。また、男性消防職員の育児休暇取得率の向上のため、普及啓発のポスターの作成や、男性育休を取得しやすい職場環境作りを目的とした幹部職員向けの研修会を実施する。また、女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた取組の検討会を開催することとしている。これらのための経費として、0.7億円を計上している。

### (b) 消防団や自主防災組織等の充実強化に向けた女性活躍の推進

全国の女性消防団員が一堂に集い、日頃の活動やその成果を紹介するとともに、意見交換を通じて連携を深める全国女性消防団員活性化大会や、地域防災に関する理解を深めるための地域防災力充実強化大会を開催することとしている。加えて、消防団への加入促進、消防団の充実強化や活性化等の方策について助言を行う消防団等充実強化アドバイザーを派遣するための経費として、0.1億円を計上している。

消防団の力向上モデル事業及び消防団加入促進広報の実施等については(3)に記載のとおり。[資料24]

## (8) 被災地における消防防災体制の充実強化

### (a) 被災地における消防防災施設の復旧への支援

東日本大震災により被害を受けた消防庁舎、消防ポンプ自動車等の消防防災施設・設備については、その早期復旧を支援するため、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第7条の規定により、事業費の3分の2を被災地方公共団体に補助することとされている。地方公共団体からの要望に基づき、被災地の早期復旧を引き続き支援するための経費として、施設の復旧について4.2億円、設備の復旧について0.1億円を計上している。

### (b) 被災地における消防活動の支援

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域においては、田畑

## 7.消防防災分野における女性や若者の活躍推進

7.5億円

## (a) 女性消防吏員の更なる活躍推進等

## ① 女性消防吏員の採用広報活動の拡充等 0.7億円(◎0.6億円)

- ・ 女性消防吏員比率の向上のため、SNS広告等の有効な広報活動を展開するほか、男性消防職員の育休取得率の向上のため、PRポスターの作成や、幹部職員向け研修等を実施
- ・ 全国の消防本部にとって参考となる先進事例を構築し、取組の横展開を図るためのモデル事業を実施
- ・ 女性消防吏員の更なる活躍推進に向けた取組の検討会を開催



【女性消防吏員の採用ポスター】



【女性消防吏員活躍推進モデル事業】

## (b) 消防団や自主防災組織等の充実強化に向けた女性活躍の推進

## ① 消防団の力向上モデル事業(再掲) (拡充)3.8億円(◎3.6億円)

## ② 自主防災組織等活性化推進事業(再掲) 1.0億円(◎1.0億円)

## ③ 消防団加入促進広報の実施(再掲) 1.4億円(◎1.4億円)

## ④ 全国女性消防操法大会 0.3億円(◎0.3億円)

## ⑤ 全国女性消防団員活性化大会 0.1億円(◎0.1億円)

## ⑥ 消防団等充実強化アドバイザーの派遣 0.1億円(◎0.1億円)

【女性団員による  
救急救命訓練の様子】

【女性の活動環境整備】



【自主防災組織員向けワークショップの様子】

18

や空地に雑草等が繁茂して住宅地に連続する状況にある一方、住民不在のため消防機関の火災覚知が遅れがちであり、かつ、消防団等による消防力確保も期待できないことから、火災が大規模化するおそれが強い。そこで、地方公共団体からの要望に基づき、避難指示区域を管轄する消防本部の的確・迅速な消防活動を確保するとともに、福島県内の消防本部又は都道府県による適切な消防活動の応援等を支援するための経費として、3.6億円を計上している。[資料25]

**被災地における消防防災体制の充実強化****7.9億円****(a) 被災地における消防防災施設の復旧への支援**

- ① 消防防災施設災害復旧費補助金 4.2 億円 (⑥0.1億円)
- ② 消防防災設備災害復旧費補助金 0.1 億円 (⑥0.1億円)

東日本大震災により被災した消防庁舎、消防団拠点施設等の消防防災施設・設備の復旧を支援



【消防庁舎復旧事業】  
大船渡地区消防組合大船渡消防署  
三陸分署綾里分遣所

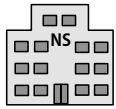
**(b) 被災地における消防活動の支援**

- ① 原子力災害避難指示区域消防活動費交付金  
3.6億円 (⑥1.5億円)

福島第一原子力発電所事故に伴い設定された避難指示区域における消防活動の応援等、消防体制強化に必要な経費を支援



19



# ISO/TC21/SC3 国際会議等報告

警報設備部 報知設備課 主任検定員  
芦川 亮 太

## 1. 会議名

- ・ ISO/TC21/SC3/WG3（煙式住宅用火災警報器）国際作業部会
- ・ ISO/TC21/SC3/WG16（概要及び定義）国際作業部会
- ・ ISO/TC21/SC3（火災感知及び警報システム）国際分科会

## 2. 場所

会場：British Standards Institution（英国規格協会（イギリス、ロンドン））

## 3. 日時

- ・ WG3：  
2024年9月9日（月） 13：00～16：45
- ・ WG16：  
2024年9月10日（火） 13：30～16：00
- ・ SC3：  
2024年9月12日（木） 9：00～12：30

## 4. 概要

### (1) ISO/TC21/SC3/WG3（煙式住宅用火災警報器）国際作業部会

#### 【出席者（日本）】

阿部 SC3 国内委員長（ニッタン（株））  
永田 WG3 主査（能美防災（株））  
長藤 WG16 主査（ニッタン（株））  
芦川、通訳 林氏

#### 【参加国】

オーストラリア、イギリス、ドイツ、中国、



検定協会だより 令和7年2月

韓国、日本（計6カ国）

#### 【開催経緯】

ISO/TC21/SC3/WG3はISO12239（煙式住宅用火災警報器）の規格検討を行う作業部会である。ISO12239は、2021年に第3版が発行されているが、2022年10月にキプロスにて行われたSC3国際分科会にて、熱式やCO式を含むマルチセンサ警報器の内容を盛り込んだ改訂案を作成することが決議された。その後、2023年9月にローマで行われたWG3内で、CO式単独の警報器については、EN50291を参照する程度とすることで合意された。その後、2024年7月に国際作業部会（Web）が開催され、翌8月には、コンセプトドラフト（改訂案）の第8版が配布された。

#### 【議事概要】

今回の作業部会では、2024年8月に配布されたコンセプトドラフトの内容について議論が行われた。議論の焦点は、「多基準火災警報器の定義について」、「交換可能となるセンサについて」、「各火災警報器の試験方法について」及び「規格の構成や用語の使用方法について」の検討を行ったが、結論を導くには時間を要するため、それぞれ提案された内容に修正したものを今回の国際作業部会の約2ヶ月後に配布し、再度検討することとした。

## (2) ISO/TC21/SC3/WG16（概要及び定義）国際作業部会

#### 【出席者（日本）】

阿部 SC3 国内委員長（ニッタン（株））

長藤 WG16 主査（ニッタン（株））

永田 WG3 主査（能美防災（株））

芦川、通訳 林氏

#### 【参加国】

オーストラリア、イギリス、ドイツ、日本  
（計4カ国）



#### 【開催経緯】

ISO/TC21/SC3/WG16はISO7240-1（概要及び定義）の規格検討を行う作業部会である。当該規格は2014年に第3版が発行され、2019年の定期見直しにおいて承認されているが、2022年10月にキプロスにて行われたSC3国際分科会にて、改訂の始動が決定された。その後、2023年9月にローマで行われたSC3国際分科会において、preCD7240-1を作成し、コメントを収集するための投票が実施された。当該投票の結



果を踏まえて作成されたCDの投票が2024年5月から8月まで行われた。

#### 【議事概要】

今回の国際作業部会では、CDの投票時に提出された10件のコメントについて、検討した。

本会議では、主に修正及び削除する用語について議論が行われ、DIS投票へ進むことに合意した。

用語を同義の別単語に修正すること及び複数の規格で使用されていない用語について削除する方針となったが、用語の追加、修正及び削除については、検討に時間を要するとの意見があったため、DIS投票の際に改めて意見を収集することとした。

### (3) ISO/TC21/SC3（火災感知及び警報システム）国際分科会

#### 【出席者（日本）】

川島国際規格係長（総務省消防庁）

阿部 SC3 国内委員長（ニッタン（株））

永田 WG3 主査（能美防災（株））

長藤 WG16 主査（ニッタン（株））

桜井主事（ISO/TC21事務局）

芦川、通訳 林氏



#### 【参加国】

オーストラリア、イギリス、アメリカ、ドイツ、カナダ、中国、韓国、日本（計8カ国）

#### 【開催経緯】

ISO/TC21/SC3は、27の作業部会が設立（解散中のWGを含める。）されており、各WGにおける進行中のプロジェクトに関する進捗状況の報告、他の機関等とのリエゾン報告及び分科会として必要な決議等を行うために毎年、国際会議を開催。

#### 【議事概要】

会議は、議事次第に従い、以下のとおりに行われた。

##### ①. 委員会マネージャ／委員長報告

委員長からSC3に報告がなされた。（報告書 N1289）

事務局から、SC3登録国の報告、他組織とのリエゾンメンバーの紹介及び活動中のWG等について報告がなされた。（報告書 N1290）

##### ②. 戦略的問題／戦略的事業計画の見直し

見直しの提案は無かった。

### ③. 作業部会報告

#### ③-1 WG3報告

前々日のWG3の報告がなされた。

#### ③-2 WG5報告

ISO 7240-14は、保留の段階にある。

#### ③-3 WG6報告

ISO 7240-27は、DIS投票を2024年4月に締切り、発行予定の段階にある。

#### ③-4 WG15報告

改訂中の規格はない。

#### ③-5 WG16報告

前日のWG16の報告がなされた。

#### ③-6 WG24報告

ISO 7240-29は2024年1月に発行された。

ISO 7240-33はCD投票の準備段階にある。

#### ③-7 WG27報告

ISO 7240-32はDIS投票を締切り、発行予定の段階にある。

### ④. リエゾン報告

④-1 Slava Shargorodsky氏より、ISO/TC92/SC4（火災安全工学）の報告がなされた。

④-2 Eike Friedrichs氏より、EUALARM（電子式防火・防犯産業の欧州製造者、設置者及び保守事業者組合）の報告がなされた。

④-3 Keith Shinn氏より、CEN/TC72の報告がなされた。

### ⑤. 次回の国際会議について

今回は、アイルランドで開催予定。

### ⑥. 決議事項

#### 決議事項362

Chris Orr氏をWG3のコンビーナに再任することに合意。

#### 決議事項363

WG3において、ISO12239の改訂作業項目を実施することに合意。

#### 決議事項364

WG5において、ISO7240-14を改訂のための予備作業項目を作成することに合意。

#### 決議事項365

WG6が引き続き、活動を継続することに合意。

#### 決議事項366

ISO7240-1をDISの段階に進めることに合意。

#### 決議事項367

Scott Lang氏をWG24のコンビーナに再任することに合意。

#### 決議事項368

N1290で報告された内容を継続することに合意。

#### 決議事項369

Slava Shargorodsky氏をISO/TC92/SC4（火災安全工学）に、Keith Shinn氏をCEN/TC72の連絡員に再任することに合意。

#### 決議事項370

SC3 は、事業計画に合意。

#### 決議事項371

SC3 は、ホストを務めてくれたBSIとカクテルパーティを主催してくれたFIAに感謝する。

#### ⑦. 閉会

#### 【参考資料】

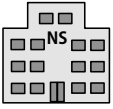
参考資料1 会議開催通知（N1284）

参考資料2 SC3会議 関連資料（議事次第N1287、委員長報告N1289、事務局報告N1290、決議事項N1297）

#### 【国際会議を終えて】

本国際分科会及び国際作業部会では、非常に活発な議論がなされ、規格の内容を深く掘り下げ、さらには展開できるものとなりました。

最後となりますが、本国際会議への出席にあたり、多くの方々のご支援ご協力を賜りました。この場をお借りして、深く御礼申し上げます。



# 令和7年度「一般公開」のお知らせ

## 日本消防検定協会

日本消防検定協会では、昨年10月より、新しい中央試験場において業務を開始しております。

令和7年度の科学技術週間にあたり、当協会の試験施設を公開するとともに、消防用機械器具等の展示・実演、体験コーナーを開設いたします。

令和7年度一般公開の日時については下記のとおりです。皆様お誘い合わせの上、是非お気軽に、ご来場頂きますようお願いいたします。なお、当日は同一敷地内にある消防庁消防大学校、消防研究センター及び（一財）消防防災科学センターの一般公開も同時に開催いたします。

### 記

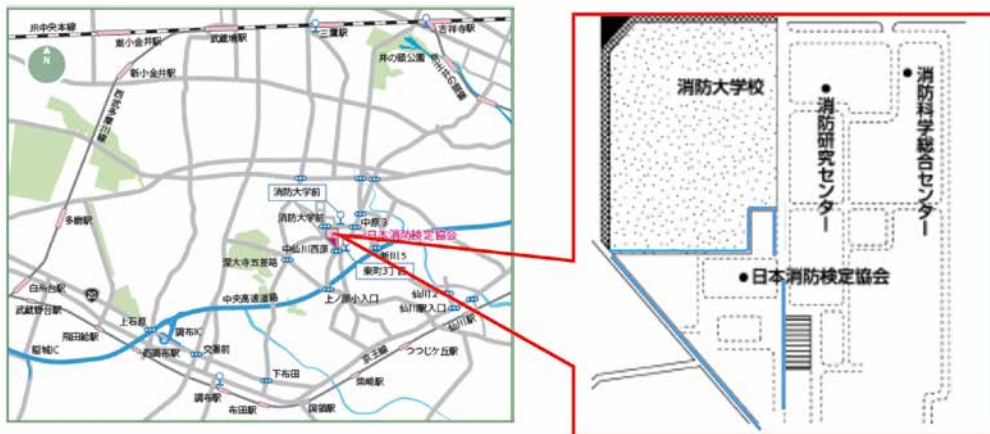
1 日 時 令和7年4月18日（金）午前10時～午後4時まで（雨天決行 入場無料）

2 開催場所 調布市深大寺東町4-35-16 日本消防検定協会 本所及び各試験場（受付 消防研究センター本館1階）

※オンライン開催 令和7年4月11日（金）～4月21日（月）

消防研究センターホームページ（<https://nrifd.fdma.go.jp/>）

### 3 アクセスマップ



【JR中央線・京王井の頭線吉祥寺駅南口（6番のりば）】バス約20分

行き先：深大寺、野ヶ谷、調布駅北口〈野ヶ谷経由〉

下車：消防大学前

【JR中央線三鷹駅南口（8番のりば）】バス約20分

行き先：野ヶ谷

下車：消防大学前

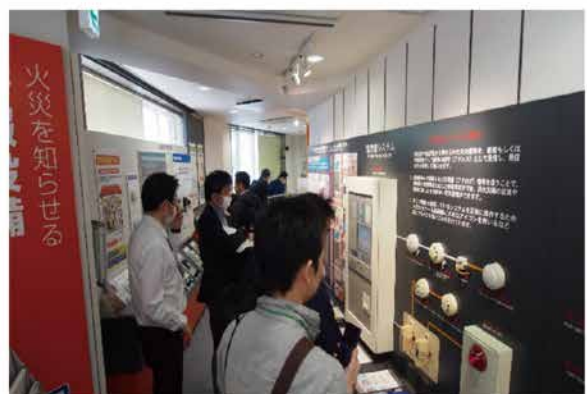
【京王線調布駅北口（11番のりば）】バス約18分

行き先：三鷹駅〈晃華学園東・杏林大学病院前経由〉

下車：中原3丁目



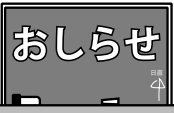
住宅用消火器による天ぷら油火災の  
消火実演



各種消防用機械器具等の展示説明

#### 4 イベント概要（当協会予定）

項目名	概要	場所
住宅用消火器の消火実演	住宅用消火器による天ぷら油火災の消火実演を見学できます。	消火散水試験場
消火器の操作体験	訓練用消火器を用いて目標物に放射する消火体験ができます。	消火散水試験場
屋内消火栓の操作説明及び操作体験	屋内消火栓の構造説明と操作実演を行います。 また、屋内消火栓を用いて、目標物に放水する消火操作を体験できます。	スプリンクラー 消火試験場
住宅用防災警報器の展示及び実演	住宅用防災警報器を紹介します。また、無線式の住宅用防災警報器が連動する様子を見学できます。	情報館 1階入口
各種消防用機械器具等の展示	消火器、スプリンクラーヘッド、火災報知設備、消防用ホースなど、各種消防用機械器具等を紹介します。	情報館 1・2階展示室
ビデオ放映	日本消防検定協会及び消防機器の検定制度についてのビデオを放映します。	情報館 3階会議室
休憩所	コーヒー、お茶をセルフサービスで用意します。	情報館 3階会議室



## 有効期限を経過した受託評価品目

### 【消火器加圧用ガス容器】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の終期日
品評容第58～2号	S58.4.25	東京都足立区青井三丁目12番15号	日本炭酸瓦斯株式会社	R6.10.31

### 【音響装置】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の終期日
品評音第11～9号	H11.6.17	東京都千代田区九段南四丁目7番3号	能美防災株式会社	R6.10.31

### 【非常警報設備・スピーカー】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の終期日
認評放第21～8号	H21.11.17	東京都港区港南四丁目1番8号	株式会社JVCケンウッド・公共産業システム	R6.11.16
認評放第21～9号	H21.11.17	東京都港区港南四丁目1番8号	株式会社JVCケンウッド・公共産業システム	R6.11.16
認評放第26～26号	H26.11.19	兵庫県神戸市中央区港島中町七丁目2番1号	TOA株式会社	R6.11.18

### 【非常警報設備・増幅器及び操作部】

型式番号	承認年月日	住 所	依 頼 者	有効期限の終期日
認評放第26～19～1号	H26.11.13	大阪府守口市八雲東町一丁目10番12号	パナソニックエンターテインメント&コミュニケーション株式会社	R6.11.12

上記の機械器具等が、型式に係る有効期限を経過しましたのでお知らせします。

上記の機械器具等は、有効期限の終期日以降、当該型式に基づく製品について新たに当協会の型式適合評価を受け、合格表示が行われることはありません。

既に設置され又は型式適合評価を受け合格表示が行われた上記の機械器具等については、型式適合評価時において基準への適合性が確認されており適正な設置及び維持管理がされていれば、当該有効期限の経過による使用への影響はありません。

■■業界の動き■■

—会議等開催状況—

◆（一社）日本火災報知機工業会◆

○業務委員会（令和7年1月9日）

- ・令和6年11月度理事会議事録について
- ・あり方検討小委員会について
- ・事務局長会議について
- ・東京消防庁との意見交換会について
- ・委員長連絡会報告

○メンテナンス委員会

（令和7年1月21日）

- ・点検実務検討小委員会報告  
保守点検ページのアクセス解析  
ホームページ保守点検サイトの改訂について
- ・維持運用管理手法小委員会報告  
点検を行う上での困りごとについて  
令和6年度 消防庁補正予算（案）について  
令和7年度 総務省消防庁予算（案）の概要  
リチウムイオン蓄電池を取り扱う工場等に係る特例の適用について  
耐火性収納箱を用いたリチウムイオン蓄電池の荷さばき作業に係る運用について  
違反対象物の公表制度について 等
- ・委員長連絡会報告

○技術委員会（令和7年1月16日）

- ・火報試験基準検討小委員会報告
- ・感知器の特性調査小委員会報告
- ・あり方検討小委員会報告
- ・連動機構・装置等火報専門委員会報告
- ・委員長連絡会報告

○設備委員会（令和7年1月23日）

- ・設備性能基準化小委員会報告  
光警報装置ピクトグラムのガイドライン改訂について
- ・工事基準書改訂小委員会報告
- ・官公庁関連、業界動向等について  
特定小規模施設用自動火災報知設備の設置対象の拡大等に係る運用上の留意事項及び火災予防条例第41条に基づく自動火災報知設備に代えて、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することができる特例基準の策定について  
違反対象物の公表制度について 等
- ・委員長連絡会報告

○システム企画委員会

（令和7年1月26日）

- ・火報企画検討小委員会報告  
火災通報措置のあり方検討について  
消防用設備等の設置・維持のあり方に関する検討  
部会について  
火災予防審議会について



## 協会通信

- ・委員長連絡会報告

### ○住宅防火推進委員会

(令和7年1月22日)

- ・交換推進WG進捗について
- ・住宅用火災警報器検定申請数について
- ・お客様電話相談室受付結果について
- ・住宅防火防災推進シンポジウム事業宮崎市消防本部報告について
- ・女性防火クラブ幹部研修会報告（関東ブロック、近畿ブロック）について
- ・第1回住宅防火対策推進懇談会について
- ・委員長連絡会報告

### ◆（一社）日本消火器工業会◆

#### ○第10回 企業委員会

(令和7年1月16日)

- ・検定等申請・回収状況
- ・機器協会事務局長会議報告
- ・消火器リサイクル推進センターからの報告
- ・その他

#### ◇第7回 技術委員会

(令和7年1月20日)

- ・検定細則の見直しについて
- ・機器協会取りまとめアンケート対応
- ・その他

### ◆（一社）日本消火装置工業会◆

#### ○第450回「技術委員会」

(令和7年1月10日 日本消火装置工業会（書面会議）)

- ・令和7年度版 機械設備工事監理指針改訂委員会について
- ・その他

#### ○第231回「第一部技術分科会」

(令和7年1月17日 日本消火装置工業会)

- ・負圧環境下でも使用可能なSPヘッドの一覧更新について
- ・SPヘッドの交換期間の件について
- ・その他

#### ○第210回「第二部技術分科会」

(令和7年1月23日 日本消火装置工業会)

- ・東京消防庁 事務審査基準への意見について
- ・取り扱いマニュアル作成等について
- ・2025年度活動予算申請について
- ・その他

#### ○第228回「第三部技術分科会」

(令和7年1月21日 日本消火装置工業会)

- ・新ガス消火設備の設置基準について
- ・不活性ガス消火設備設計・工事基準書の査読について

## 協会通信

検定協会だより 令和7年2月

## 協会通信

・その他

対する今後の対応について

・動力消防ポンプに係る規格省令改正について

・その他

### ◆（一社）日本消防ポンプ協会◆

#### ○総務委員会

（令和7年1月24日 日本消防ポンプ協会会議室+web）

- ・事務局長会議等報告について
- ・令和7年度会費の額について
- ・令和7年度事業計画書について
- ・令和7年度予算（案）について
- ・日本消防ポンプ協会各種規程等について
- ・救助装備部会について
- ・その他

#### ○小型技術委員会

（令和7年1月28日 日本消防ポンプ協会会議室）

- ・動力消防ポンプに係る規格省令改正について
- ・動力消防ポンプ品質評価細則について
- ・検定等の技順認証業務に関する調査に対する今後の対応について
- ・その他

#### ○小型部会

（令和7年1月28日 日本消防ポンプ協会会議室）

- ・陳情について
- ・部会報告について

#### ○大型技術委員会

（令和7年1月17日 日本消防ポンプ協会会議室）

- ・動力消防ポンプ品質評価細則について
- ・その他

#### ○大型技術委員会・検定協会合同会議

（令和7年1月17日 日本消防ポンプ協会会議室）

- ・検定等の基準認証業務に関する調査に

協会通信

## 新たに取得された型式一覧

### 型式承認

種 別	型式番号	申請者	型 式	承認年月日
小型消火器	消第 2024～7号	三津浜工業 株式会社	強化液 3.01（蓄圧式、鉄製）	R6.12.12
消火器用消火薬剤	薬第 2024～3号	三津浜工業 株式会社	消火器用強化液	R6.12.12

### 品質評価 型式評価

種 別	型式番号	依頼者	型 式	承認年月日
予備電源	品評予第 2024～9号	古河電池株式会社	受信機用（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池）8Ah / 5HR	R6.12.12
	品評予第 2024～10号	古河電池株式会社	中継器用（密閉形ニッケル・カドミウム蓄電池）0.9Ah / 5HR	R6.12.12

### 認定評価 型式評価

種 別	型式番号	依頼者	型 式	承認年月日
非常警報設備・ スピーカー	認評放第 2024～6号	日本電音株式会社	コーン型(1W / 3W / 5W / 10W・L級)、 音響パワーレベル98dB	R6.12.10

# 検定対象機械器具等申請一覧表

種別	型式試験 申請件数	型式変更試験 申請件数	型式適合検定				
			申請件数	申請個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
消火器	大型	0	22	3,855	153.0	117.3	
	小型	0	66	491,157	106.4	99.4	
消火器用消火薬剤	大型用	0	3	170	63.0	73.9	
	小型用		4	3,628	50.1	59.9	
泡消火薬剤		2	32	210,700	77.3	118.2	
感知器	差動式スポット型	3	0	31	239,195	88.0	92.5
	差動式分布型	0	0	9	5,070	68.8	77.1
	補償式スポット型	0	0	0	0	-	-
	定温式感知線型	0	0	0	0	-	皆増
	定温式スポット型	5	0	32	120,560	93.9	104.6
	熱アナログ式スポット型	0	0	9	8,486	51.9	79.7
	熱複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	イオン化式スポット型	0	0	0	0	-	皆減
	光電式スポット型	0	0	35	88,846	76.5	86.2
	光電アナログ式スポット型	0	0	13	21,444	48.3	89.3
	光電式分離型	0	0	6	220	44.4	87.8
	光電アナログ式分離型	0	0	2	104	49.5	131.9
	光電式分布型	0	0	0	0	-	-
	光電アナログ式分布型	0	0	0	0	-	252.2
	煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	熱煙複合式スポット型	0	0	0	0	-	-
	紫外線式スポット型	0	0	2	260	136.8	103.4
	赤外線式スポット型	0	0	11	552	38.1	62.5
紫外線赤外線併用式スポット型	0	0	0	0	皆減	116.7	
炎複合式スポット型等	0	0	0	0	-	-	
発信機	P型1級	0	0	11	17,492	102.6	102.0
	P型2級	0	0	11	3,063	79.1	109.5
	T型	0	0	0	0	-	-
	M型	0	0	0	0	-	-
中継器		0	0	82	41,384	111.8	92.9
受信機	P型1級	0	0	47	2,553	107.3	95.4
	P型2級	0	0	16	5,038	113.5	143.4
	P型3級	0	0	0	0	-	17,850.0
	M型	0	0	0	0	-	-
	R型	0	0	6	95	114.5	92.7
	G型	0	0	6	8	80.0	104.0
	GP型1級	0	0	16	45	90.0	108.2
	GP型2級	0	0	0	0	-	-
	GP型3級	0	0	8	36,945	123.4	103.5
GR型	0	0	21	352	137.0	93.4	
閉鎖型スプリンクラーヘッド		0	0	17	79,414	26.2	38.5
流水検知装置		1	0	32	1,116	46.2	65.7
一斉開放弁		0	0	24	2,427	79.3	157.0
金属製避難はしご	固定はしご	0	0	2	70	175.0	157.0
	立てかけはしご	0	0	0	0	-	-
	つり下げはしご	3	0	28	15,381	96.6	100.9
緩降機		0	0	5	780	89.2	100.9
住宅用防災警報器	定温式住宅用防災警報器	0	0	23	67,990	96.8	91.5
	イオン化式住宅用防災警報器	0	0	0	0	-	-
	光電式住宅用防災警報器	0	0	35	352,825	110.9	102.7
合計		14	0	667	1,821,225	85.1	89.6

※前年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の申請個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

## 性能評価申請一覧表

特殊消防用設備等性能評価業務	性能評価申請件数	性能評価変更申請件数
特殊消防用設備等の性能に関する評価	0	0

## 受託評価等依頼一覧表

品質評価業務	型式評価依頼件数	型式変更評価依頼件数	更新等依頼件数	型式適合評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
補助警報装置及び中継装置	0	0	0	0	0	-	-
音響装置	0	0	0	1	10	皆増	128.6
予備電源	0	0	0	3	19,834	87.8	95.6
外部試験器	0	0	0	4	125	89.3	80.4
放火監視機器	放火監視センサー	0	0	0	0	皆減	75.0
	受信装置等	0	0	0	0	-	皆増
光警報装置		0	0	1	400	皆増	281.3
	光警報制御装置	0	0	1	30	皆増	525.0
屋外警報装置		0	0	0	0	-	-
	屋外警報装置に接続する中継装置	0	0	0	0	-	-
消火器加圧用ガス容器	0	0	0	2	60,000	575.3	34.8
蓄圧式消火器用指示圧力計	0	0	0	6	544,000	134.3	103.6
消火器及び消火器加圧用ガス容器の容器弁	0	0	0	7	2,630	131.2	62.1
消火設備用消火薬剤	0	0	0	7	99,210	137.3	88.0
住宅用スプリンクラー設備		0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	-	-
動力消防ポンプ	消防ポンプ自動車	1	0	95	133	172.7	124.2
	可搬消防ポンプ	0	1	2	185	127.6	90.8
消防用吸管	呼称65を超えるもの	0	1	3	340	157.4	93.1
	呼称65以下のもの	0	0	2	100	500.0	90.6
消防用ホース	平 40を超えるもの	2	0	9	30,936	79.8	94.8
	平 40以下のもの	1	0	6	31,544	97.8	115.0
	濡れ	0	0	0	0	-	-
	保形	0	0	2	2,000	36.4	77.8
消防用結合金具	大容量泡放水砲用	0	0	0	0	皆減	370.0
	差込式	0	9	21	74,568	85.4	109.4
	ねじ式	0	3	18	13,584	88.1	88.5
	同一形状	0	0	1	102	102.0	99.9
漏電火災警報器	変流器	0	0	12	3,476	130.2	99.7
	受信機	0	0	8	2,265	109.4	94.0
エアゾール式簡易消火具	0	0	0	1	25,980	106.1	101.0
特殊消防ポンプ自動車	3	0	39	41	97.6	96.4	
特殊消防自動車				2	2	22.2	63.6
可搬消防ポンプ積載車	0	1	3	3	100.0	63.6	
ホースレイヤー	0	0	0	0	0	皆減	131.3
消防用積載はしご	1	0	4	160	皆増	86.5	
消防用接続器具	0	0	0	15	2,993	77.5	86.6
品質評価業務				確認評価			
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
外部試験器の校正				6	35	194.4	124.4
オーバーホール等整備				7	7	87.5	108.6

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。  
 ※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。  
 ※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

# 受託評価等依頼一覧表

認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)	
地区音響装置	0	0	0	20	28,981	78.4	98.2	
非常警報設備	非常ベル及び自動式サイレン	1	0	0	33	3,340	75.7	96.5
	放送設備	0	0	2	52	54,954	87.3	109.9
パッケージ型自動消火設備		0	0	0	0	0	-	-
	構成部品	0	0	0	0	0	-	-
総合操作盤	0	0	0	0	0	-	-	
屋内消火栓等	易操作性1号消火栓	0	0	0	10	2,713	95.6	96.0
	2号消火栓	0	0	0	7	1,216	110.7	83.5
	広範囲型2号消火栓	0	0	3	5	940	107.6	108.6
	補助散水栓	0	0	0	0	0	-	-
	ノズル	0	0	0	19	8,497	159.7	100.2
認定評価業務	装着番号付与 確認評価 依頼件数		更新等 依頼件数	製品確認評価				
屋内消火栓等	消防用ホースと結合金具の装着部	0	1	19	81,978	275.8	100.9	
認定評価業務	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価				
特定駐車場用泡消火設備	0	0	0	9	20,600	147.1	79.5	
認定評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備(評価)	0							
放水型ヘッド等を用いるスプリンクラー設備・構成装置	0	0	0	0	11	11	122.2	120.2
特定機器評価業務	総合評価 依頼件数	型式評価 依頼件数	型式変更評価 依頼件数	更新等 依頼件数	型式適合評価			
特定消防機器等	0	0	0	2	8	3,023	15.0	117.1
受託試験及びその他の評価	依頼件数				依頼件数	依頼個数	対前年 同月比(%)	対前年 累計比(%)
受託試験(契約等)	2							
受託試験(その他の契約等)					2	2	200.0	57.1
評価依頼(基準の特例等)	0							

※前年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆増」と表記いたします。

※今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「皆減」と表記いたします。

※前年度及び今年度の依頼個数が「0個」のものは、対前年同月比及び対前年累計比を「-」と表記いたします。

# 編集 後記

本年も2か月が過ぎようとしており、暦の上では春である立春を過ぎ、雨水を迎えますが、皆さま如何、お過ごしですか。

新しい中央試験場に移ってきた当初は、寒さが身に染みるような気がしていましたが、最近では寒さを感じることも減り、とても素晴らしい環境で業務が出来るようになってきました。

これもひとえに施設整備を担当された方のおかげだとしみじみ感謝しております。

話変わって、イチロー選手(?)が、米国野球殿堂入りしたときのコメントがすばらしかったですね。「いろんなことが足りない。人って。それを自分なりの完璧を追い求めて進んでいくのが人生だと思うんです。」この台詞は心に沁みますし、なかなかコメントできないですね。

さて、今月号では、静岡市消防局長の池田悦章様には巻頭のことばを、消防庁総務課からは「消防庁の令和6年度補正予算及び令和7年度当初予算案の概要について」をご寄稿いただき誠にありがとうございました。

3月号では、さいたま市消防局長の長江照夫様には巻頭のことばを、消防庁消防研究センターからは「令和7年度消防防災科学技術賞の作品募集」を、日本防火・危機管理促進協会からは、「令和6年度住宅防火防災推進シンポジウムの開催について」を、当協会からは「検定対象機械器具等の技術上の規格に係る意見具申について」、「中央試験場の移転、試験機移転後の情報について」などを掲載する予定です。

## 検定協会からのお願い

検定協会では、消防用機械器具等について検定及び受託評価を行い、性能の確保に努めているところですが、さらに検定及び受託評価方法を改善するため、次の情報を収集しています。心あたりがございましたら、ご一報下さいますようお願いいたします。

(1) 消防用機械器具等の不作動、破損等、性能上のトラブル例

(2) 消防用機械器具等の使用例（成功例又は失敗例）

連絡先 東京都調布市深大寺東町 4-35-16  
日本消防検定協会 企画研究課  
電話 0422-44-8471（直通）  
E-mail  
<kikaku@jfeii.or.jp>

発行 日本消防検定協会

<https://www.jfeii.or.jp>



本所 〒182-0012 東京都調布市深大寺東町4-35-16  
TEL 0422-44-7471(代) FAX 0422-47-3991



大阪支所 〒530-0057 大阪市北区曽根崎 2-12-7 清和梅田ビル 4階  
TEL 06-6363-7471(代) FAX 06-6363-7475



虎ノ門事務所 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号 日本消防会館11階  
TEL 03-5962-8901 FAX 03-5962-8905

検定協会だよりはホームページでもご覧になれます。

当該刊行物にご意見・ご要望・ご投稿がありましたら、本所の企画研究部情報管理課検定協会だより事務局までお問い合わせください。

e-mail : kikaku@jfeii.or.jp 専用 FAX 0422-44-8415



日本消防検定協会